

# かまがや 健康福祉の手引き

令和6年度

思いやりと支えあいのあるまち かまがや



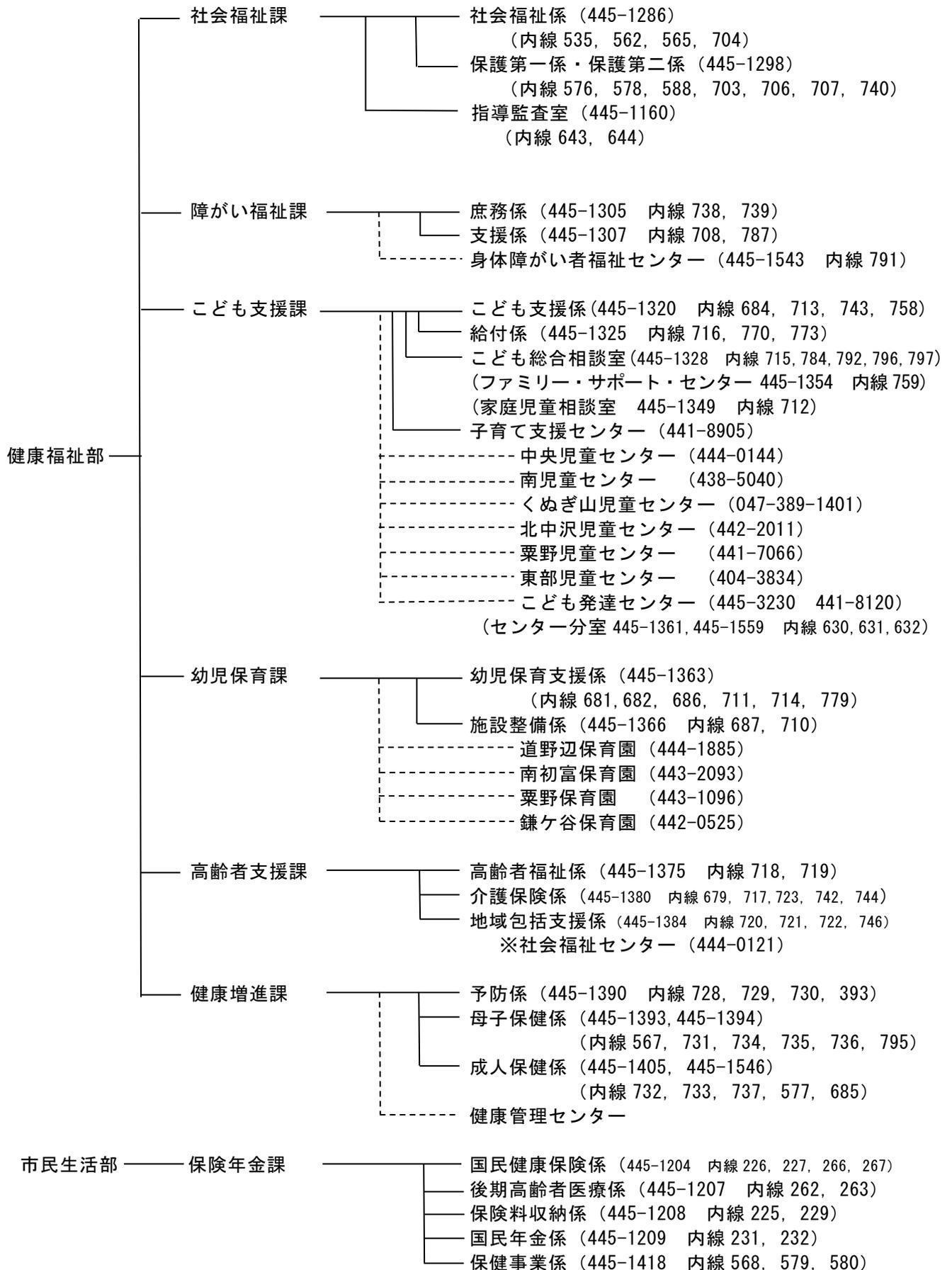
鎌ヶ谷市マスコットキャラクター  
かまたん

鎌ヶ谷市健康福祉部



# 健康福祉部（市民生活部保険年金課を含む。）組織図（令和6年4月1日現在）

市役所電話番号 047-445-1141（代表）



社会福祉法人鎌ヶ谷市社会福祉協議会（444-2231 内線 781.783.）

公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター（443-4145）

## 鎌ヶ谷市の健康福祉の業務概要

※ 3ケタの数字は、市役所内の内線番号です。

課名	室、センター及び係名	事務分掌
社会福祉課  FAX 445-2113	社会福祉係 445-1286 535、562、565、 704	保健福祉施策の企画調整、地域福祉の推進、戦没者遺族等の援護、日本赤十字社との連絡調整、民生委員・児童委員関係、災害見舞金、保護司、総合福祉保健センターの施設管理、生活保護費の支給、社会福祉法人の設立認可等、部内の庶務
	保護第一係・保護第二係 445-1298 576、578、588、 703、706、707、 740  (生活支援相談窓口) 445-1266 563、705	生活保護法に基づく保護に関する事、その他の保護に関する事、行旅病人及び行旅死亡人等に関する事、生活困窮者自立支援に関する事
	指導監査室 445-1160 643、644	社会福祉法人やサービス事業者等の運営指導及び監査に関する事
障がい福祉課  FAX 443-2233	庶務係 445-1305 738、739	地域生活支援事業、自立支援協議会、福祉手当、重度心身障がい者(児)医療費助成、難病患者援助金、福祉作業所、相談支援事業所の指定等、身体障がい者等相談員、障がい者団体、社会福祉法人の設立認可等
	支援係 445-1307 708、787	障がい者及び障がい児の支援、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付、介護給付及び訓練等給付、介護給付費等審査会、障がい支援区分認定、障がい者等の虐待、その他障がい者等の相談支援
	身体障がい者福祉センター 445-1543 791	身体障がい者の創作的活動及び教養の向上に関する事、身体障がい者の社会との交流の促進に関する事
こども支援課	こども支援係 445-1320 684、713、758、 743	次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画の企画立案及び推進、児童館及び児童遊園、放課後児童健全育成、利用者支援事業、その他児童福祉
	給付係 445-1325 716、770、773	児童手当及び児童扶養手当、子ども医療費及び養育医療費の助成、ひとり親家庭等の手当等
	こども総合相談室 445-1328 715、784、792、 796、797	児童虐待防止対策等、家庭児童相談、ひとり親家庭等の福祉の推進、ファミリー・サポート・センター事業、その他家庭と児童の相談  ファミリー・サポート・センター 445-1354 (内線 759) 家庭児童相談室 445-1349 (内線 712)

	子育て支援センター 441-8905	子育てに係る情報の収集及び提供、子育て家族の交流促進等の子育て支援事業、子育てに係る相談及び支援、子育て支援事業実施機関との調整、その他子育て支援センターに関すること
	児童センター	児童の健全な遊びを通して児童の発達及び体力の増進を図る業務、子育て家庭同士の交流の場の提供、子育て相談その他子育て支援に関すること、子育てを支援する地域の人材と組織等の育成及び連携  中央児童センター 444-0144 南児童センター 438-5040 くぬぎ山児童センター 047-389-1401 北中沢児童センター 442-2011 栗野児童センター 441-7066 東部児童センター 404-3834
	こども発達センター	心身の発達に心配のある児童及びその保護者の相談及び支援 指定障害児通所支援事業所（のびのびルーム） 445-3230、441-8120 指定障害児相談支援事業所（分室） 445-1559(内線 632) こども発達センター(分室) 445-1361(内線 630、631)
幼児保育課	幼児保育支援係 445-1363 681、682、686、 711、714、779	子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定及び子育てのための施設等利用給付認定、幼児教育・保育の無償化、利用者負担（保育料）に関すること 施設型給付及び地域型保育給付、保育手当、公立保育園に関すること、病児・病後児保育、その他保育に関すること
	施設整備係 445-1366 687、710	保育施策の企画立案、教育・保育施設及び地域型保育事業の確認及び指導、社会福祉法人の設立認可等地域型保育事業の認可及び指導
	保育園	乳幼児の保育、健康管理、給食、その他乳幼児の保育に関すること 道野辺保育園 444-1885 南初富保育園 443-2093 栗野保育園 443-1096 鎌ヶ谷保育園 442-0525
高齢者支援課	高齢者福祉係 445-1375 718、719  社会福祉センター 444-0121	老人福祉施設の整備、敬老事業、老人クラブ、シルバー人材センター、社会福祉センター、福祉有償運送運営協議会、四市複合事務組合（特別養護老人ホーム三山園）、老人福祉に係る各種サービス、社会福祉法人の設立認可、その他高齢者福祉に関すること
	介護保険係 445-1380 679、717、723、 742、744	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、介護保険事業の予算及び決算、介護保険の資格、受給及び給付、要介護及び要支援の認定、介護認定審査会、介護保険料の賦課・徴収、介護サービスの適正化、介護保険運営及びサービス推進協議会、介護サービス事業者連絡協議会、その他介護保険に関すること

	地域包括支援係 445-1384 720、721、722、724、725、746 介護予防・日常生活支援総合事業、地域包括ケアシステム、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備、認知症対策、地域包括支援センター、中央在宅介護支援センター、老人福祉に係る各種サービス、老人福祉施設への措置、その他介護予防及び介護支援に関すること	
健康増進課  FAX 445-8261	予防係 445-1390 728、729、730 393	各種がん検診及び生活保護受給者に対する健康診査、予防接種、がん患者QOL向上事業、感染症等の予防及び防疫、医療機関等の連絡調整、献血の推進事業
	母子保健係 445-1393、445-1394 567、731、734、 735、736、795	妊産婦・乳幼児等の健康診査及び保健指導、母子の歯科保健、母子の栄養指導、その他母子保健に関すること
	成人保健係 445-1405、 445-1546 577、685、732、 733、737	成人・高齢者保健事業に関すること、精神保健、成人の歯科保健、成人の栄養指導、その他成人保健に関すること
	健康管理センター	・母子、成人保健及び老人の保健指導並びに衛生教育の実施に関すること ・各種健診（検診）及び予防接種に関すること

## 市民生活部

保険年金課  FAX 445-1400	国民健康保険係 445-1204 226、227、266	国民健康保険事業の予算・決算、保険給付、国民健康保険料の賦課・減免、高額療養費の支給・貸付、国民健康保険被保険者の資格管理、国民健康保険被保険者証の発行・更新、国民健康保険事業の運営に関する協議会に関すること
	後期高齢者医療係 445-1207 262、263	後期高齢者医療制度、高齢者の医療の確保に関する法律に関すること（後期高齢者医療被保険者証の引き渡し、転入などの加入や資格喪失の届出の受付、各種申請の受付）
	保険料収納係 445-1208 225、229	国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料の徴収、収納管理、滞納処分、納付証明
	国民年金係 445-1209 231、232	国民年金被保険者台帳、裁定請求その他届出、資格異動、国民年金保険料の免除申請、福祉年金
	保健事業係 445-1418 568、579、580	国民健康保険の保健事業、特定健康診査及び特定保健指導、人間ドック等助成事業

## 関係機関

社会福祉法人 鎌ヶ谷市 社会福祉協議会	総務係 783	経理、人事、庶務、法人会務の運営
	在宅福祉係 783	ふれあいサービス事業、在宅介護者のつどい、相談事業、共同募金会支会事務、日常生活支援事業

TEL 444-2231	地域福祉事業係 783	地域福祉事業、資金貸付事業、民生委員児童委員協議会事務局
FAX 446-4545	ボランティアセンター TEL 442-2940 FAX 446-4545 786	ボランティア活動相談、紹介、人材育成、体験学習、各種講座等の開催
公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター  TEL 443-4145 FAX 443-4123		高齢者への就業開拓提供事業、受託業務（植木の剪定、ふすま・障子の張替え、刃物研ぎ、毛筆賞状書き、宛名書き、建物施設管理、駐車場管理、ビル・マンション・事務所等の屋内外清掃、除草・草刈り、公園などの清掃、店舗・工場などの作業、農業補助、部品組み立て、庭木の水やり、家屋内清掃、家具の移動、家事援助等）

## 目次

- (1) 本手引きは、制度別に担当部署（係単位）で事業説明をしています。
- (2) なかには、他団体あるいは他課等で実施している事業も含まれています。
- (3) 詳細については、各担当課へお問い合わせください。

第1	母と子の健康	1
1	母子健康手帳の交付と妊婦面接・出産応援給付金の支給	1
2	妊産婦、乳児の医療機関委託一般健康診査、新生児聴覚検査	1
3	ウェルカムベビースクール	1
4	産後ケア事業	1
5	産前産後サポート事業	2
6	妊産婦訪問・新生児訪問・子育て応援給付金の支給	2
7	未熟児訪問	2
8	乳児訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	2
9	妊婦歯科健康診査	2
10	4か月児健康相談・10か月児健康相談	3
11	ブックスタート事業（4か月児健康相談時において実施）	3
12	離乳食教室	3
13	1歳6か月児健康診査	3
14	3歳児健康診査	4
15	発達相談	4
16	育児サロン等支援事業	4
17	わくわくクッキング	4
18	早ね早起き朝ごはん食育講演会	4
19	個別育児相談会（乳幼児）	5
20	相談事業	5
21	保健推進員活動	5
22	思春期健康教室	5
23	歯科巡回教室	5
24	フッ化物洗口事業	5
25	甲状腺超音波検査費用助成事業	5
26	予防接種	6
27	国医療情報ネット・夜間休日診療	8
28	かまっこすくすくアプリ	8
29	こども急病電話相談事業（県）	8
第2	成人の健康	10
1	各種検診	10
2	健康診査	11
3	特定健康診査	11
4	人間ドック等助成事業	11
5	特定保健指導	12
6	高齢者肺炎球菌	13
7	带状疱疹ワクチン	13
8	がん患者アピアランスケア支援事業補助金	13
9	若年がん患者在宅療養支援事業補助金	13
10	献血	14
11	緊急用ブレスレット貸与	14

1 2	保健師等就学資金貸付	14
1 3	食生活改善サポーター活動	14
1 4	健康づくり料理教室	14
1 5	栄養大学	14
1 6	個別栄養相談	15
1 7	食育推進事業	15
1 8	すこやかライフ講座	15
1 9	生活習慣病予防講座	15
2 0	一般健康教育（外部からの依頼）	15
2 1	きらり鎌ヶ谷体操普及事業	15
2 2	ウォーキング	15
2 3	運動講座	16
2 4	一般健康相談	16
2 5	高齢者よい歯のコンクール審査会	16
2 6	口からはじめるアンチエイジング講座	16
2 7	歯周病検診	16
2 8	精神保健相談	16
2 9	精神保健福祉相談（県習志野健康福祉センター〔習志野保健所〕）	17
3 0	精神保健学習会	17
3 1	介護予防講座	17
3 2	健康づくりボランティア育成事業	17
第3	こどもの福祉	18
1	保育園等	18
2	一時預かり	20
3	幼稚園	20
4	病後児保育事業	21
5	病児保育事業	22
6	保育所給食管理	23
7	児童センター	23
(1)	中央児童センターの事業	24
(2)	南児童センターの事業	24
(3)	くぬぎ山児童センターの事業	25
(4)	北中沢児童センターの事業	25
(5)	粟野児童センターの事業	26
(6)	東部児童センターの事業	26
8	児童遊園	26
9	放課後児童クラブ	27
1 0	利用者支援事業	28
1 1	子ども医療費助成	29
1 2	高校生等医療費助成	29
1 3	児童手当	29
1 4	子育て支援事業	30
(1)	かまがや子育てガイドブック	30
(2)	かまっこ応援団	30
(3)	かまっこすくすくアプリ	30
(4)	子育てボランティア育成	30
(5)	子育て支援センターの事業	31
1 5	家庭児童相談室	31

16	ファミリー・サポート・センター	31
17	子育て短期支援事業	32
18	多子世帯子育て支援事業	33
19	指定障害児通所支援事業所（こども発達センターのびのびルーム）	33
20	指定障害児相談支援事業所（こども発達センター分室）	33
21	療育支援事業（千葉県障害児等療育支援事業委託）	34
第4	ひとり親家庭等の福祉	35
1	児童扶養手当	35
2	JR通勤定期乗車券特別割引制度	35
3	ひとり親家庭等医療費等助成	35
4	遺児手当	35
5	ひとり親家庭等援護支度金	36
6	交通遺児援護基金（千葉県社会福祉協議会）	36
7	ひとり親家庭等就労支援事業	36
8	ひとり親家庭等日常生活支援事業	37
9	養育費に関する公正証書等作成費用助成事業	38
10	母子・父子・寡婦福祉資金（県）	38
11	母子生活支援施設	38
12	助産施設	39
第5	障がい者（児）の福祉	40
1	障害者総合支援法	40
(1)	自立支援給付	40
(2)	地域生活支援事業	40
2	手帳の交付	41
(1)	身体障害者手帳	41
(2)	療育手帳	41
(3)	精神障害者保健福祉手帳	41
(4)	問い合わせ	41
3	各種の手当、年金	42
(1)	特別児童扶養手当（国）	42
(2)	障害基礎年金（国民年金）	42
(3)	特別障害者手当（国）	43
(4)	重度身体障がい者福祉手当	43
(5)	障害児福祉手当（国）	43
(6)	心身障がい児童福祉手当	43
(7)	重度知的障がい者及びねたきり身体障がい者介護手当	44
(8)	千葉県心身障害者扶養年金	44
(9)	心身障害者扶養年金加入者助成金	45
4	医療	45
(1)	自立支援医療（更生医療）	45
(2)	自立支援医療（育成医療）	45
(3)	自立支援医療（精神通院）	45
(4)	重度心身障がい者（児）医療費助成	46
(5)	精神障がい者医療費助成	46
(6)	難病患者援助金	47
5	補装具の交付、修理	47
6	日常生活用具の給付	47
7	地域生活支援事業	48

(1) 移動支援事業	48
(2) 日中一時支援事業	48
8 意思疎通支援事業	49
(1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣	49
(2) 手話通訳者の設置	49
9 控除と減免、割引	49
(1) 税金の控除・減免	49
(2) 鉄道運賃の割引	50
(3) バス運賃の割引	50
(4) タクシー運賃の割引	50
(5) 福祉タクシー券の配布	50
(6) 航空運賃の割引	50
(7) 有料道路通行料金の割引	50
(8) NHK放送受信料の減免	51
(9) 点字郵便物等の無料	51
10 その他	51
(1) 在宅重度心身障がい者（児）一時介護料助成	51
(2) 身体障がい者事業経営資金の貸付	51
(3) 障がい者等交通費助成	52
(4) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成	52
(5) 住宅改造費用助成	52
(6) 身体障がい者自動車改造費助成	53
(7) 身体障がい者運転免許取得費助成	53
(8) NET119緊急通報システム	53
(9) ストマ用装具保管事業	54
11 施設	54
(1) 鎌ヶ谷市福祉作業所（友和園、第二友和園）	54
(2) 地域活動支援センター（Ⅲ型）	54
12 生活訓練等	55
(1) 障がい者グループホーム等入居者家賃補助事業	55
(2) 職親制度	55
(3) 職場適応訓練	55
13 相談・団体等	55
(1) 障がい者相談支援事業	55
(2) 身体障がい者相談員	55
(3) 身体障がい者団体	56
(4) 知的障がい者相談員	56
(5) 知的障がい者関係団体	56
(6) 精神障がい者関係団体	56
14 身体障がい者福祉センター	56
(1) 事業	56
(2) その他の事業	57
(3) 問い合わせ	58
第6 高齢者の福祉	59
1 高齢者の保険	59
(1) 後期高齢者医療制度	59
(2) 介護保険制度	62
(3) 高額医療・高額介護合算制度	68
(4) 介護予防・日常生活支援総合事業	69

2	一般高齢者対策	70
(1)	敬老祝金支給事業	70
(2)	結婚50周年記念品贈呈事業	70
(3)	はり・きゅう・マッサージ等施術料助成事業	70
(4)	老人クラブ	70
(5)	社会福祉センター	70
(6)	老人憩の家設置事業	71
(7)	行事関係	71
(8)	高齢者生涯学習	72
(9)	シルバー人材センター	72
(10)	シニア身分証	73
(11)	給食サービス事業	73
3	要援護者高齢者対策【在宅福祉】	73
(1)	紙おむつ給付事業	73
(2)	家族介護介護用品支給事業	74
(3)	寝具乾燥等サービス事業	74
(4)	緊急通報システム事業	75
(5)	高齢者緊急一時保護事業	75
(6)	生活相談指導事業	75
(7)	地域包括支援センター	75
(8)	高齢者すみよい住まいづくり助成事業	76
(9)	外出支援サービス事業	76
(10)	徘徊高齢者位置情報提供サービス事業	77
(11)	認知症高齢者見守りシール交付事業	77
(12)	オレンジカフェ	77
(13)	介護者のつどい	78
(14)	談話室事業	78
(15)	高齢者福祉電話貸与事業	78
(16)	家族介護慰労金支給事業	79
(17)	障害者控除対象者の認定	79
(18)	高齢者相談（千葉県）	79
(19)	認知症疾患医療センター	79
4	要援護者高齢者対策【施設福祉】	80
(1)	養護老人ホーム	80
(2)	軽費老人ホーム	80
(3)	有料老人ホーム	80
第7	生活困窮者自立支援制度	82
1	自立相談支援事業	82
2	住居確保給付金の支給	82
3	就労準備支援事業	82
4	家計改善支援事業	83
5	こどもの学習・生活支援事業	83
6	問い合わせ	83
第8	生活保護事業	84
1	保護の判定	84
2	生活保護の種類	84
3	保護の申請	84
4	保護の決定	85
5	加算	85

6	勤労控除	85
7	就労自立給付金	85
8	進学・就職準備給付金	85
9	指定医療機関	85
10	介護扶助指定介護機関	86
11	非課税その他の減免	86
12	法外援護事業	86
13	問い合わせ	86
第9	戦没者の遺族・戦傷病者等の援護	87
1	恩給法による援護（旧軍人）	87
2	戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護	87
3	戦傷病者特別援護法による援護	88
4	戦傷病者等の妻に対する援護、戦没者等の遺族に対する援護（各種特別給付金法及び特別弔慰金支給法に基づく援護）	88
5	国債の担保貸付及び特別買上償還	88
6	中国帰国者等の援護	89
7	原子爆弾被爆者見舞金	89
8	戦争犠牲者を追悼し平和を祈念する集い	90
第10	被災者に対する援護	91
1	日本赤十字社災害被災者援護	91
2	災害見舞金	91
3	被災者生活再建支援金（県制度）	91
4	避難行動要支援者避難支援制度	92
5	問い合わせ	93
第11	民生委員・児童委員	94
1	民生委員・児童委員	94
2	活動内容	94
3	こんな時は相談をしてください	94
4	問い合わせ	95
第12	保護司	96
1	保護司とは	96
2	保護司の活動	96
3	鎌ヶ谷地区保護司会	96
4	鎌ヶ谷地区更生保護サポートセンター	96
5	更生保護を支える人々	97
6	問い合わせ	97
第13	社会福祉法人鎌ヶ谷市社会福祉協議会	98
1	社会福祉協議会の事業	98
2	問い合わせ	98
3	地区社会福祉協議会の活動	98
4	各種貸付制度	99
	（1）生活福祉資金（千葉県社会福祉協議会：受託事業）	99
	（2）福祉資金	99
5	各種相談	99
	（1）心配ごと相談	100
	（2）心の相談 ※心の相談は要予約	100
6	日常生活自立支援事業	100
7	ふれあいサービス事業	100
8	在宅介護者のつどい	101

9 ボランティアセンター事業.....	101
ボランティア団体一覧.....	102
援護グループ一覧.....	104
鎌ヶ谷市健康福祉マップ（令和6年4月1日現在） .....	105
保育園・小規模保育事業・幼稚園・児童センター・児童遊園関係 ..	105
障がい者（児）・高齢者関係.....	107

# 第1 母と子の健康

## 1 母子健康手帳の交付と妊婦面接・出産応援給付金の支給

妊産婦及び乳幼児が健康診査や保健指導を受けたとき、そのつど必要な事項を記録することによって、お母さんとお子さんの健康を守るための手帳です。

### (1) 手続き

妊娠届出書を健康増進課へ提出いただき、母子健康手帳を交付します。妊娠がわかったらマイナンバーカードを持参し、届け出てください。その際、保健師等による面接を行います。なお、代理による交付を受ける際は、委任状が必要となります。また、保健師等による妊婦面接後、出産応援給付金の申請手続きを行います。(妊婦一人につき5万円)

### (2) 内容

妊娠中の保健指導、各種教室の紹介、必要時は医療機関等との連絡

## 2 妊産婦、乳児の医療機関委託一般健康診査、新生児聴覚検査

妊産婦、乳児の疾病を早期に発見し、安全な出産、乳幼児の健全な発達を促し、さらに健康の保持増進のために定期的な健康診査を実施します。

母子健康手帳(別冊)及び(別冊2)に綴られている受診票を使用して、妊娠中に14回、産後に2回(産後2週間、1か月)、乳児期に3回(生後1か月、3~6か月、9~11か月)、新生児聴覚検査は生後50日までに1回、千葉県内(産後、1か月児は市内)の医療機関でお受けください。

契約医療機関以外で受診を希望される場合はそのままでは使用できないため、受診する前に相談ください。

※転入し、市外で交付された受診票をお持ちの場合、交換が必要ですので健康増進課へお越しください。

## 3 ウェルカムベビースクール

初めてママ・パパになる方を対象に、マタニティライフをすこやかに過ごしていただくための教室です。妊娠、出産、産後、育児への保健指導を行い、正しい知識の普及と不安の解消を図ります。第2子以降でご希望の方は、ご相談ください。

### (1) 内容

妊娠中の生活、妊娠およびお産の経過、母体の変化、妊婦歯科健康診査、お産の経過、健康な食卓づくりのための講話、沐浴実習など

## 4 産後ケア事業

出産後、安心して子育てができるよう、授乳指導や育児相談、お母さん自身が休養をとれるようなサポートを産後ケア契約施設に宿泊もしくは通所、訪問にて受けられます。

(1) 内容

お母さんのケア（母体の休息、健康状態のチェック、心身のケア）  
お子さんのケア（あかちゃん健康状態、体重、栄養チェック）  
育児相談、授乳指導、沐浴指導など

(2) 対象

鎌ヶ谷市民で、産後ケアを希望する産後4か月未満の産婦と乳児  
（感染症や医療的ケアが必要な方はご利用いただけません）

## **5 産前産後サポート事業**

産前産後に妊産婦が抱える妊娠、出産又は子育てに関する悩みについて、助産師、保健師の専門職が、家庭訪問や電話相談等により必要な相談支援を行っています。

対象：妊娠期から産後4か月までの間にある妊産婦及び家族

## **6 妊産婦訪問・新生児訪問・子育て応援給付金の支給**

妊婦や生後2か月までの新生児や乳児を対象に、保健師や助産師が家庭訪問を行います。

(1) 内容

妊産婦や新生児の健康管理、相談、異常の早期発見、育児不安の軽減  
新生訪問後、子育て応援給付金の申請手続きを行います。（子ども1人につき5万円）

(2) 対象

妊婦：希望者。また、保健師より勧める方  
新生児及び産婦：鎌ヶ谷市に住民票を有する新生児、産婦全員

## **7 未熟児訪問**

保健師や助産師がご自宅等へ訪問し、保護者の不安解消、お子さんの健康状態・育児状況を確認しながら、発育や子育てのこと等相談に応じます。

## **8 乳児訪問（乳児家庭全戸訪問事業）**

産婦と乳児の健康状態や育児状況を把握するため、生後2～3か月頃に、保健推進員等が家庭訪問を行います。

内容：市の事業の紹介、健診の勧め、あかちゃん体操等の資料配付等

## **9 妊婦歯科健康診査**

妊婦を対象に、歯科健康診査を実施します。1回の妊娠につき、1回無料で受けられます。

内容：歯科健診、結果説明等・集団健康教育（歯科衛生士・管理栄養士）、個別相談

#### **10 4か月児健康相談・10か月児健康相談**

育児の疑問や不安の軽減を図り楽しい子育てができるよう、保健師、助産師、心理発達相談員、歯科衛生士、栄養士等が相談に応じます。

##### **(1) 内容**

身体測定、心理・運動発達検査及び指導、個別指導（事故予防、離乳食、むし歯予防）、育児相談（栄養・歯科・生活）等

4か月児健康相談では、第1子の方を対象に離乳食とむし歯予防の教室を開催しています。

##### **(2) 対象**

対象の方に個別通知をします。

#### **11 ブックスタート事業（4か月児健康相談時において実施）**

絵本を通して、「子どもが心豊かに育つように」「保護者の方が育児を楽しみ、親と子のかけがえのないひとときを持つことができるように」と絵本を読み聞かせしながらプレゼントします。

##### **(1) 内容**

絵本の読み聞かせ、わらべうたや手遊び、絵本2冊配付、図書館・子育て支援等の紹介

#### **12 離乳食教室**

7～8か月のお子さんを対象に離乳食の進め方のお話や試食を行う教室です。

##### **(1) 内容**

口の発達、食材の選び方、調理の工夫などについての話、試食、栄養相談ほか

#### **13 1歳6か月児健康診査**

1歳8か月を過ぎたお子さんを対象に、育児の疑問や不安の軽減を図り、楽しい子育てができるように支援します。

##### **(1) 内容**

診察、歯科健診、身体測定、心理・運動発達検査及び指導、育児指導（栄養・歯科・生活）、個別指導（栄養・歯科・生活）、フッ化物塗布（希望者）

##### **(2) 対象**

対象の方に個別通知をします。

#### **14 3歳児健康診査**

3歳5か月を過ぎたお子さんを対象に、疾病の早期発見や生活習慣の確立、むし歯予防、幼児の食事、その他育児に関する指導を行います。

##### (1) 内容

診察、歯科健診、視力・聴力検査、尿検査、身体測定、心理・運動発達検査及び指導、育児相談（栄養・歯科・生活）

##### (2) 対象

対象の方に個別通知をします。

#### **15 発達相談**

各種相談、健康診査の経過観察児に対して、その後の発達の確認と具体的療育の指導、助言指導を行います。

対象：相談・健康診査後の要観察児

#### **16 育児サロン等支援事業**

育児サロン等に対して、育児不安の解消や地域での仲間づくりを支援します。

内容：健康教育、育児相談等

#### **17 わくわくクッキング**

幼稚園児や小学生を対象に、栄養士・食生活改善サポーターによる食育と簡単な実習等を行います。

※状況等により変更する場合があります。

#### **18 早ね早起き朝ごはん食育講演会**

市内小中学校において、生活リズムの確立とバランスの良い朝ごはんのとり方、よくかんで食べる事やカミング30を啓発し、自らの健康づくり意識の向上を目指し、講演会を開催しています。

##### (1) 内容

アンケート、パワーポイントによる啓発、マジックカードの作成等

##### (2) 対象

小学校5年生、中学校1年生

## **19 個別育児相談会（乳幼児）**

市内1か所（年間6回）で、申込制にて個別育児相談を行います。保健師・歯科衛生士・栄養士等が相談に応じます。

内容：身体計測、歯科相談、栄養相談、育児相談、保護者の健康相談

## **20 相談事業**

発育や病気のこと、食事のこと、お子さんやお母さんの健康に関する相談を電話・窓口で受け付けています。

月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時まで

## **21 保健推進員活動**

生後2、3か月のあかちゃんのいるお宅への訪問や乳児の赤ちゃんサロンなどのお手伝いなどをおし、市民の健康を考え、守るための活動をしています。

## **22 思春期健康教室**

学校等外部からの依頼により、生命誕生の講義、たばこ・アルコール・薬物の害の健康教育、あかちゃんの抱っこ体験等を通じて、命の大切さを伝えます。

## **23 歯科巡回教室**

園児・児童・生徒や保護者を対象に、むし歯予防や歯周病予防の教育とブラッシング指導を行います。

対象：保育園、幼稚園、小中学校、障がい児者施設

## **24 フッ化物洗口事業**

むし歯予防を推進し、健全な歯の育成と医療費の抑制を図るため洗口指導を行い、各施設でのフッ化物洗口を支援します。

対象：保育園、幼稚園、小学校、中学校（特別支援学級）等

## **25 甲状腺超音波検査費用助成事業**

平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電事故による子どもの健康に対する不安を軽減するために甲状腺超音波検査費用の助成（上限7,000円）を実施しています。

対象：以下の全てに該当する方

- ① 平成4年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた方
- ② 検査日において鎌ヶ谷市住民登録している方

③ 自覚症状のない方。甲状腺疾患で通院中または経過観察中でない方

## 26 予防接種

予防接種は大切なお子さんを病気から守るために欠かせないものです。市内で予防接種を受けられない場合、千葉県以外の市町村でも「千葉県内定期予防接種相互乗り入れ制度」に参加している医療機関であれば受けられます。

詳しいことは、市ホームページで確認するか健康増進課までお問い合わせください。

※「予防接種のご案内」・・・生後4週間前後に個別で送付しています。

乳幼児期の予防接種のご案内一式を同封します。

予防接種各種の説明と、予診票一式です。

※予防接種制度については、年度の途中に変更されることがあります。随時、広報や市ホームページ等でお知らせします。

### 【定期予防接種】 予防接種法に基づいて行っている予防接種（令和6年4月1日現在）

種類	対象年齢	接種回数
ロタウイルス感染症	ワクチンの種類によって接種回数が変わります。 ロタリックス：生後6週から24週に至るまでの間 ロタテック：生後6週から32週に至るまでの間	【生後2か月～14週6日後までの間に開始した場合】 ロタリックス：27日以上の間隔をおいて2回経口接種 ロタテック：27日以上の間隔をおいて3回経口接種  ※1回目は生後14週6日後までに接種してください。 ※ロタリックス、ロタテックのいずれか一方を接種します。
ヒブ（インフルエンザ菌b型）	生後2か月～5歳未満	【生後2か月～7か月未満の間に開始した場合】  <初回> 27日～56日の間隔で3回接種（3回を1歳未満で終了する） <追加> 初回3回目の接種終了後、おおむね7か月から13か月後に1回接種  ※生後7か月以後に開始する場合は回数が異なります。健康増進課にてお問い合わせください。
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	【生後2か月～7か月未満の間に開始した場合】  <初回> 27日以上の間隔で3回接種 <追加>

			<p>初回3回目の接種終了後、60日以上の間隔をおいて1歳過ぎに1回接種（1歳～1歳3か月で接種）</p> <p>※生後7か月以後に開始する場合は回数異なります。健康増進課にお問い合わせください。</p>
B型肝炎	生後2か月～1歳未満		<p>・1回目と2回目を27日以上の間隔で接種</p> <p>・1回目の接種から139日（20週）以上の間隔をおいて3回目を接種</p> <p>※母子感染予防のため、健康保険適用で接種している方は、継続して主治医のもとで受けてください。</p>
五種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ ヒブ	生後2か月～7歳6か月未満		<p>1期初回 （20日～56日の間隔で3回接種）</p> <p>1期追加 （1期3回目終了後、おおむね6か月～18か月後に1回接種）</p> <p>*「四種混合」と「ヒブ」で接種を開始した場合、原則同じワクチンで接種完了</p>
四種混合 ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ	生後2か月～7歳6か月未満		<p>1期初回 （20日～56日の間隔で3回接種）</p> <p>1期追加 （1期3回目終了後、おおむね12か月～18か月後に1回接種）</p>
BCG	1歳未満（生後5か月～8か月未満を推奨）		1回接種
麻しん風しん混合（MR）	1期	1歳～2歳未満 推奨は1歳3か月まで	1回接種
	2期	5・6歳で小学校に入学する前の1年間（年長児） 推奨は4、5、6月中	1回接種 （接種期限 小学校に入学する前の1年間（年長児）の4月1日から3月31日まで）
水痘	1歳～3歳未満		<p>2回接種</p> <p>1回目接種後、6か月から1年後に2回目を接種</p>
日本脳炎	1期	生後6か月～7歳6か月未満 1期初回の標準的な接種期間は、3歳に達した時から4歳に達するまでの期間です。	<p>1期初回 （6日～28日の間隔で2回接種）</p> <p>1期追加 （1期2回目の接種からおおむね1年後に1回接種）</p>
	2期	9歳～13歳未満	1回接種
二種混合 ジフテリア 破傷風	小学校6年生に相当する年齢		<p>1回接種</p> <p>（接種期間 小学校6年生の1年間 4月1日から3月31日まで）</p>

子宮頸がん予防 (HPV)	定期接種対象者：小学校6年生から高校1年生の年齢に相当する女子 (中学校1年生を推奨) キャッチアップ接種対象者：平成9年4月2日から平成20年4月1日生まれ	3回接種 接種勧奨を差し控えていましたが、令和4年度から積極的な勧奨が再開されました。 積極的な勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方に令和4年度から令和6年度末まで特例として、定期接種の対象年齢を超えて接種を行います。(キャッチアップ接種)
------------------	---	--

## 27 国医療情報ネット・夜間休日診療

### (1) 国医療情報ネット

診療日や診療科目に加え、対応可能な疾患・治療内容、提供しているサービスなどさまざまな情報から、全国の医療機関を検索することができます。

市ホームページのトップページ>健康・福祉>健康・医療>医療機関を探すに掲載しています。

### (2) 夜間及び休日診療を行っている医療機関（市内）

市ホームページのトップページ>安全・安心夜間休日診療>に掲載しています。

○ 東邦鎌谷病院 電話：047-445-6411

住所：鎌ヶ谷市栗野594

診療は原則として内科医、および外科医が行っています。小児科の診療はありません。

○ 鎌ヶ谷総合病院 電話：047-498-8111

住所：鎌ヶ谷市初富929-6

診療科目は、総合内科、総合外科です。受診前に電話でご確認ください。

乳幼児の時間外診療については提携病院の紹介になります。

※上記については、電話でもご案内しています。

電話：047-445-2300(テープによる情報提供)

## 28 かまっこすくすくアプリ

予防接種スケジュール、成長記録、カレンダー機能などで子育て中のスケジュール管理をサポートします。また、プッシュ機能を活用した乳幼児健診のお知らせや鎌ヶ谷市の子育て情報を掲載し、欲しい情報をアプリで検索することができます。また、予約システムから各種教室等の申込みができます。

詳しくは (<http://kamakko.info/ouen-contents/app/>) をご覧ください。

## 29 こども急病電話相談事業（県）

受診した方がよいのか、様子を見ても大丈夫なのか、看護師や小児科医が電話でアドバイスします。(毎日午後7時から翌午前8時まで)

相談は無料ですが、通話料は利用者の負担となります。

電話：043-242-9939（ダイヤル回線・光電話・IP電話）

または #8000（プッシュ回線の固定電話・携帯電話）

## 第2 成人の健康

### 1 各種検診

疾病の予防、早期発見及び早期治療を重点に、各種がん検診などを実施します。詳細については、市ホームページ、自治会回覧ちらし及び広報かまがや（1月15日号）などでお知らせします。（事前申込み制）

なお、治療中の方や自覚症状のある方は、検診の対象となりません。

（令和6年4月1日現在）

検診名	方法	対象者	検診内容	一部自己負担金
胸部検診	集団	満40歳以上	問診、胸部X線撮影	500円
大腸がん検診	集団	満40歳以上	問診、便潜血反応検査	300円
胃がん検診	集団	満40歳以上	問診、胃部X線撮影（バリウム）	1,000円
	個別	満50歳以上の隔年	問診、胃内視鏡検査	3,000円
乳がん検診	集団	女性 満40歳以上の隔年	問診、マンモグラフィ（乳房X線撮影）	500円
		女性 満30歳～39歳の隔年	問診、超音波検査	500円
子宮がん検診	個別	女性 満20歳以上の隔年	問診、内診、視診、頸部細胞診、医師の指示により体部細胞診	頸部 500円 体部 1,000円 加算
	集団		問診、視診、頸部細胞診	頸部 400円
肝炎ウイルス検診	個別	満40歳（申込み不要）	問診、B型・C型肝炎ウイルス検査（採血検査）	一部自己負担金なし
		満41歳以上で、平成14年度以降肝炎ウイルス検診の未受診者		700円
歯周病検診	個別	節目年齢（20, 30, 40, 50, 60, 70歳）申し込み不要	問診、口腔内診査、保健指導（指定歯科医療機関で実施）	500円

※上記の対象年齢は、検診年度の3月31日（4月1日誕生日の方まで含む）時点の年齢です。

※胃がん検診および子宮がん検診は、集団検診と個別検診のいずれか一方を選択

集団検診：総合福祉保健センター1階で行う検診

個別検診：各指定医療機関で行う検診

※胸部検診・大腸がん検診・胃がん検診（集団）をセット検診として同日に実施

## 2 健康診査

40歳以上の市民で、保険者が実施する特定健康診査の対象外の方（生活保護受給者等）に対しては、特定健康診査と同様の健康診査を健康増進課で実施します。

問い合わせ：健康増進課 予防係

電話：047-445-1390（内線729、730）

## 3 特定健康診査

鎌ヶ谷市国民健康保険の40～74歳の加入者を対象に実施します。

この特定健康診査は、糖尿病や脂質異常症、高血圧症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドローム(※)に着目し、この該当者及び予備群を減少させるために行うものです。基準に該当した方には、特定保健指導をご案内します。

※メタボリックシンドロームとは

「内臓脂肪型肥満（腹囲 男性85cm、女性90cm以上）」と「脂質異常」「高血圧」「高血糖」などの症状のいくつかを併せもった状態のこと。

### (1) 検査項目

ア 既往歴の調査

イ 診察（理学的所見）

ウ 身体計測（身長、体重、腹囲、BMI）

エ 血圧測定

オ 肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、 $\gamma$ -GT（ $\gamma$ -GTP））

カ 血中脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）

キ 血糖検査（ヘモグロビンA1c）

ク 尿検査（尿糖、尿たんぱく）

ケ 腎機能検査（血清クレアチニン、eGFR）

コ 尿酸代謝検査（血清尿酸）

特定健康診査の対象者には、受診券を送付します。

### (2) 問い合わせ

保険年金課 保健事業係 電話：047-445-1418（内線568）

## 4 人間ドック等助成事業

特定健康診査の代わりに必須項目を満たした人間ドック等を受検した方は、申請により自己負担額の2分の1（上限15,000円）の助成が受けられます。

### (1) 対象者

国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方（※保険料の滞納がある人や他の助成を受けている人を除く）

(2) 必須項目

特定健康診査検査項目並びに貧血、心電図及び胸部エックス線検査

(3) 受検期間

6月1日から12月31日まで（申請は翌年1月31日まで）

(4) 対象医療機関

市内・市外問わず

※人間ドック等受検前に市への予約が必要です。

※助成を受けた方は、特定健康診査を受けたものとみなされ、受検結果の内容により特定保健指導の対象になる場合にはご案内が送付されます。

(5) 問い合わせ

保険年金課 保健事業係 電話：047-445-1418（内線568）

## 5 特定保健指導

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを行うものです。特定保健指導は、リスクの程度に応じて、「動機付け支援」と「積極的支援」に分類されます。

(1) 動機付け支援

メタボリックシンドロームによる生活習慣病のリスクが出現し始めている方が対象となります。はじめに、保健師や管理栄養士と一緒に生活習慣を見直し、行動目標をたてます。3～6か月後に目標の達成度や体調についてお尋ねします。

(2) 積極的支援

メタボリックシンドロームによる生活習慣病のリスクが重なっている方が対象となります。動機付け支援と同様に保健師や管理栄養士と一緒に生活習慣を見直し、行動目標をたて、3～6か月間、電話などで定期的にご様子を伺いながら健康づくりのサポートを行います。

※運動講座

動機付け支援、積極的支援利用者の方、特定健康診査にて血圧・脂質・血糖が保健指導判定値の方を対象に、運動指導士等による運動講座を実施します。脂肪燃焼を目的とした講座になります。

身体への負荷を伴いますので、条件によりご利用できない場合があります。

(3) 問い合わせ

保険年金課 保健事業係 電話：047-445-1418（内線568）

## **6 高齢者肺炎球菌**

初めて23価肺炎球菌ワクチンを受ける65歳以上の人は、指定医療機関で接種できます。（令和7年3月31日現在65歳以上）

また、60歳から65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器等の内部疾患で身体障害者手帳1級を所持している人も対象です。

## **7 带状疱疹ワクチン**

任意接種にかかる費用の一部を助成します。接種日時点で満50歳以上の方が対象です。

## **8 がん患者アピアランスケア支援事業補助金**

がん治療に伴う外見の変化があった方に、ウィッグや胸部補整具等の購入又はレンタルに要した費用の一部を補助します。

対象：申請日時点で以下の全てに該当する方

- ① 鎌ヶ谷市に住所を有する方（住民基本台帳に記録されている方）
- ② がんと診断され、その治療を受けている、又は受けたことがある方
- ③ がん治療に伴う脱毛、乳房切除等により、ウィッグや胸部補整具等を必要としている方
- ④ 対象となるウィッグや胸部補整具等の補助を過去に受けていない方

補助額：ウィッグ……上限3万円

胸部補整具…上限2万円

エピテーゼ…上限5万円

※1人当たりの上限は5万円で、令和5年4月1日以降に購入したもの

## **9 若年がん患者在宅療養支援事業補助金**

若年がん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅におけるサービス利用料の一部を補助します。

対象：以下の全てに該当する方

- ① 利用申請及びサービス利用時に鎌ヶ谷市に住所を有する40歳未満の方
- ② がん患者  
医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したことにより、治癒を目的とした治療を行わない方
- ③ 在宅生活の支援及び介護を必要としている方

補助額：訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与・購入についてのサービス利用料の9割（1か月の上限54,000円）

※生活保護世帯の方は10割で上限60,000円

## **10 献血**

対象は、男性：17歳以上69歳まで 女性：18歳から69歳までの健康な人（65歳から69歳の方は、60～64歳までに献血経験のある人）で、体重が50kg以上の人です。その他、献血間隔等の条件があります。

本人が確認できる証明書（運転免許証、各種保険証、社員証、学生証など）と献血カード（お持ちの場合）を持参してください。

詳しい内容、実施日は市ホームページ、広報などでお知らせします。

## **11 緊急用ブレスレット貸与**

心身の機能障がいや有する方（年齢問わず）、40歳以上の方、その他市長が特に認める方に緊急用ブレスレットを無料で貸与します。

ブレスレットを身に着けた本人が外出時に倒れた時などの救急活動に活用されます。

## **12 保健師等就学資金貸付**

将来、市内で保健師などの仕事に従事しようとする人に、修学に必要な資金を貸し付けします。対象は、保健師や看護師などを養成する学校または養成所に在学する者で、将来市内で保健師等の仕事に従事する見込みのある人です。

問い合わせ：健康増進課 予防係

電話：047-445-1390（内線729、730）

## **13 食生活改善サポーター活動**

食をとおした健康づくりを推進するために、市内地域ごとにグループをつくり、ボランティア活動をしています。公民館やコミュニティセンター、総合福祉保健センターなどで、食育の推進と普及、啓発を行っています。

## **14 健康づくり料理教室**

生活習慣病の予防や朝ごはんを食べる大切さを普及啓発し、いつまでも健康な生活が出来るように、食生活改善推進協議会との共催で健康づくり料理教室を実施しています。

申し込み方法や内容などは、市広報などでお知らせします。

※状況等により変更する場合があります。

## **15 栄養大学**

食生活改善サポーター養成講座として、一年間で食生活を中心にした健康づくりについて学びます。修了後、食生活改善サポーターとしてその知識を地域の皆さんに伝えていくボランティア活動をしていただきます。

## **16 個別栄養相談**

予約制で実施しています。食生活全般について、管理栄養士が相談に応じます。

## **17 食育推進事業**

食についての理解を深め、よりよい食生活の推進を目指し、講演会やコンクール等を実施しています。

※状況等により変更する場合があります。

## **18 すこやかライフ講座**

健康づくりの基本となる食生活について、生活習慣病予防、子どもの食事等について学習できる講座を行います。

※状況等により変更する場合があります。

## **19 生活習慣病予防講座**

自分の健康・生活習慣を見直し、疾病の発生を予防するため、保健師や医師、管理栄養士等による講演などを行います。

※状況等により変更する場合があります。

## **20 一般健康教育（外部からの依頼）**

老人会、婦人会、自主的な勉強会、市民グループなどからの依頼に応じて、生活習慣病の予防、健康増進、健康づくりなどについての講話、調理実習、実技指導を行います。

※状況等により変更する場合があります。

## **21 きらり鎌ヶ谷体操普及事業**

健康づくりに欠かせない運動の一環として、市民の歌である「きらり鎌ヶ谷」に自分の体力に応じて皆で楽しめるよう、立位と座位の動きをつけた、きらり鎌ヶ谷体操を考案し、普及を行っています。

市ホームページのトップページ>健康・福祉>いきいきプラン健康かまがや>きらり鎌ヶ谷体操に掲載しています。

## **22 ウォーキング**

運動習慣づくりの一環として、地区ごとに定期的に行っているウォーキングを支援しています。

また、鎌ヶ谷市内の各地域を5～10km（所要時間：2時間程度）でまわるウォーキングコースを市ホームページのトップページ>健康・福祉>いきいきプラン健康かまがや>第2次いきいきプラン・健康かまがや21>ウォーキングマップに掲載しています。

### **23 運動講座**

気軽にできる運動習慣を身につけるため、市民を対象に、運動についての講義や実技指導を行います。

※状況等により変更する場合があります。

### **24 一般健康相談**

健康に関する相談を随時受け付けています。血圧測定や面接・電話による個別相談ができます。

### **25 高齢者よい歯のコンクール審査会**

口腔内を審査し、8020達成者に賞状の授与を行います。優秀な方は千葉県よい歯のコンクールへ推薦します。

対象：80歳以上で自分の歯(かぶせた歯、さし歯も可)が20本以上ある

### **26 口からはじめるアンチエイジング講座**

顔や口の筋肉のトレーニングをすることで、若々しい表情を保つことや、話す・噛む・飲み込むことがいつまでも楽に軽やかにできることを学びます。また、歯や歯肉の健康を保つために、適切な口のケアを学びます。

#### (1) 内容

顔の筋肉と働き、むし歯予防、歯周病予防、かお体操等

#### (2) 対象：おおむね40歳代から60歳代の市民

### **27 歯周病検診**

20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳を対象に、個別に歯周病の検診を行います。対象となる方には、毎年3月下旬に受診券を送付しますので、指定歯科医療機関で受診してください。

#### (1) 費用

一部自己負担金500円

非課税、生活保護世帯の人は申請することで免除になります。

#### (2) 内容

問診、口腔内診査（歯周ポケットの検査を含む）、保健指導

### **28 精神保健相談**

精神保健に関する相談を随時受け付けています。面接・電話による個別相談ができます。

## **29 精神保健福祉相談（県習志野健康福祉センター〔習志野保健所〕）**

心の健康、精神疾患及び精神科医療など精神保健全般に関する個別相談を行っています。

随時（精神保健福祉相談員等）：電話相談、面接相談（要予約）

定例（嘱託精神科医）：面接相談（要予約）

電話：047-475-5152

## **30 精神保健学習会**

精神疾患について医師等による講演会を行い、疾患の理解とともに一人ひとりが精神障がい者を地域で支えていけるよう基盤づくりを行います。

※状況等により変更する場合があります。

## **31 介護予防講座**

おおむね65歳以上の市民（介護保険該当者を除きます。）を対象に各地区及び総合福祉保健センターで保健師・栄養士・歯科衛生士が体力測定、運動、歯科、栄養等の介護予防を行います。

## **32 健康づくりボランティア育成事業**

自らが健康について考える機会と健康づくりの大切さを仲間や友人、地域に広げていくボランティアを育成・支援します。

## 第3 こどもの福祉

### 1 保育園等

子どもの保護者が働いていたり、就学や病気などにより保育が出来ないとき、保護者にかわってその子どもを保育します。

#### (1) 教育・保育給付認定

保育園、駅チカあっとほーむ（小規模保育事業）、認定こども園などを利用する場合、子どもの年齢や保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

#### (2) 保育園等を利用できる方

保育園、駅チカあっとほーむ（小規模保育事業）、認定こども園などの保育を希望される場合は、次のいずれかに該当することが必要になります。

- ア 1か月に60時間以上労働（1日実働4時間以上かつ15日以上）することを常態としていること
- イ 妊娠中であるか又は出産後間がないこと
- ウ 疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障がいを持っていること
- エ 親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること
- オ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- カ 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること
- キ 就学している場合
- ク 虐待やDVのおそれがあること
- ケ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- コ その他、上記に類する状態として市が認める場合

#### 【市内の保育園等一覧】

保育園名	定員	所在地	電話	受入れ月齢
市立道野辺保育園	170名	道野辺中央 5-7-10	047-444-1885	産休明け (57日以降)
市立南初富保育園	200名	東初富 2-6-50	047-443-2093	3か月以降
市立粟野保育園	115名	粟野 740-3	047-443-1096	
市立鎌ヶ谷保育園	115名	鎌ヶ谷 6-8-26	047-442-0525	
私立ふじのこ保育園	150名	初富 82-1	047-402-3811	
(ふじのこ保育園分園) 私立りすのこ園	15名	道野辺本町 2-1-28 カーラシティ 貳番館 2階	047-443-3740	6か月以降 2歳児まで
私立おおぞら保育園	100名	初富 354-1	047-441-9810	6か月以降
私立まるやま保育園	100名	丸山 2-11-28	047-441-7070	
私立まなびの森 鎌ヶ谷ピコレール保育園	60名	新鎌ヶ谷 1-13-3	047-445-5270	
私立グローバルキッズ 鎌ヶ谷園	90名	富岡 1-1-1	047-446-8833	産休明け (57日以降)

私立たかし保育園 新鎌ヶ谷	90名	初富 919-15	047-436-8118	6か月以降
私立たかし保育園 鎌ヶ谷大仏	90名	鎌ヶ谷 5-8-55	047-404-1140	6か月以降
私立 K's garden 鎌ヶ谷保育園	60名	東道野辺 2-1-1 NTT 鎌ヶ谷ビル1階	047-404-9166	
学校法人皆川学園 鎌ヶ谷ふじ幼稚園	90名 (保育 部分)	東道野辺 5-1-57	047-443-4100	6か月以降 5歳児まで
あっとほーむママ・ほし のこ	19名	道野辺本町 1-4-27	047-404-8644	6か月以降 2歳児まで
あっとほーむママ・にじ のこ	19名	新鎌ヶ谷 3-1-19	047-440-8245	
みちるkids園	19名	新鎌ヶ谷 1-11-20-102	047-443-5015	
初富スマイルキッズ	19名	中央 1-1-34 前田ビル1階	047-402-4876	
ふたば園	19名	新鎌ヶ谷 1-10-29 エムケ イ新鎌1階	047-404-4021	
くるみ園	19名	道野辺本町 1-4-34	047-441-0057	
えんぜるナーサリー初富	19名	中央 1-3-20 山新ビル1階	047-441-7666	
A I A I M I N I 新鎌ヶ谷	19名	新鎌ヶ谷 1-10-5	047-402-2247	
スクルドエンジェル保育 園新鎌ヶ谷園	19名	新鎌ヶ谷 1-16-10 新鎌ヶ谷駅前ビル2階	047-468-8282	
スクルドエンジェル保育 園鎌ヶ谷大仏園	19名	鎌ヶ谷 1-5-25 ABILEK 鎌ヶ谷3階	047-436-8620	

### (3) 保育料

児童の年齢や認定区分、世帯の課税状況により決定され、1か月単位となります。

保育料は公立保育園、私立保育園、認定こども園（保育部分）、駅チカあっとほーむ（小規模保育事業）すべて同じ設定です。また、延長保育を利用した場合、延長保育料が別途発生します。

なお、3歳以上児は保育料が無料となり、副食費等が別途発生いたします。

### (4) 保育時間

保育園等を利用する方は、認定された保育の必要量に応じて、保育園等の最大利用可能時間が異なります。

保育標準時間	7時～18時 18時以降に延長保育を利用する場合、延長保育料（30分につき※50円）がかかります。
保育短時間	8時30分～16時30分※ 7時から8時30分、16時30分以降に延長保育を利用する場合、延長保育料（30分につき※50円）がかかります。

※施設によって異なる場合がありますのでご確認ください。

### (5) 認定こども園

0歳から就学前のこどもを対象として、教育と保育を一体的に行う施設です。

現在鎌ヶ谷市内では、学校法人皆川学園鎌ヶ谷ふじ幼稚園が認定こども園として開園しております。

## 2 一時預かり

仕事や急病、家族の介護などのために、家庭での育児が困難になったときに、一時的にお子さんをお預かりする制度です。

市内5か所の保育園で実施しています。

### (1) 実施保育園

道野辺保育園、南初富保育園、栗野保育園、ふじのこ保育園、りすのこ園

※おおぞら保育園、まるやま保育園は現在休止中

### (2) 対象児童

市内在住で生後6か月～就学前の児童

ただし、りすのこ園については、市内在住で生後6か月～2歳児までの児童。

### (3) 定員

1日あたり10人程度

### (4) 利用時間

平日 午前8時30分～午後4時30分

土曜日 午前8時30分～午後12時30分

休業日 日曜日・祝日および年末年始（12月29日～1月3日）

### (5) 利用料（公立保育園の場合）

年齢	1時間あたり
3歳未満	300円
3歳以上	150円
給食費	1食300円（1食おやつ込）

### (6) 申込み

原則として、利用開始日の7日前までの申込みですが、直接各園にお問い合わせください。

## 3 幼稚園

市内の私立幼稚園では、子育てを応援する活動（預かり保育、子育て相談、未就園児教室など）を積極的に展開しています。

募集案内については、各私立幼稚園にお問い合わせください。

### 【市内の幼稚園一覧】

園名	所在地	電話
かまがや幼稚園	中央 1-16-3	047-443-0929
鎌ヶ谷みどり幼稚園	栗野 210	047-443-3951
みちる幼稚園	東中沢 3-5-1	047-443-7878
鎌ヶ谷ひかり幼稚園	鎌ヶ谷 6-7-38	047-443-5295

鎌ヶ谷ふじ第二幼稚園	西道野辺 12-25	047-444-0011
わたなべ幼稚園	東初富 5-25-16	047-444-0550
さつま幼稚園	佐津間 893	047-445-2114
鎌ヶ谷さくら幼稚園	丸山 2-11-1	047-445-3246

#### 4 病後児保育事業

児童が病気回復期にあるが、保育園や小学校などに通園・通学できない場合で、かつ保護者の就労などの理由により家庭で保育できない場合に、鎌ヶ谷総合病院内の病後児保育所で一時的に預かります。

なお、利用するには鎌ヶ谷総合病院で事前登録が必要です。

##### (1) 実施場所

医療法人 徳洲会 鎌ヶ谷総合病院（初富 929-6）

電話：047-498-8111

##### (2) 保育時間

月～金曜日の午前8時30分受付～午後6時00分

土曜日の午前8時30分受付～午後1時00分（ただし、日曜日、祝日、12月29日～1月3日までは除く。）

##### (3) 対象児童

鎌ヶ谷市又は白井市に在住し、次のいずれにも該当する児童が対象（鎌ヶ谷市又は白井市の保育園等に通園している市外のお子さんを含む）

ア 市内又は市外の保育園等を利用して、生後6か月から小学校6年生までであること

イ 病気回復期にあり、集団保育が困難であること

ウ 保護者の勤務などの都合により家庭での育児を受けることが困難であること

##### (4) 定員

1日4人

##### (5) 利用料

ア 鎌ヶ谷市又は、白井市に在住する児童 1時間300円

イ 鎌ヶ谷市外又は、白井市外に在住する児童 1時間400円

※ただし、最小利用時間4時間。

##### (6) 食事

昼食はお弁当を持参することも、申し込むこともできます。（食事代は利用料とは別に実費徴収します。）

#### (7) 申込方法

あらかじめ、鎌ヶ谷総合病院1階総合案内へ登録申込書を提出していただきます。

利用するときは事前に空き状況を確認の上、利用申込書に必要事項を記入して、鎌ヶ谷総合病院8階病後児保育室に直接提出してください。

原則、予約制ですので、前日の午後3時までに申し込んでください。

なお、当日は健康保険証又は子ども医療費助成受給券もあわせて持参してください。

#### (8) 登録申込書、利用申込書等の配付場所

ア 市役所幼児保育課

イ 鎌ヶ谷総合病院病後児保育室（8階）

※市ホームページからもダウンロードできます。

## 5 病児保育事業

児童が病気のため保育所などに通うことができず、また、保護者の就労などの理由により家庭で保育できない場合に白井聖仁会病院内の病児保育室で一時的に預かります。なお、利用するには、事前登録が必要です。

#### (1) 実施場所

医療法人社団聖仁会 白井聖仁会病院（白井市笹塚3-25-2）

予約電話番号：070-2656-5671

#### (2) 保育時間

月～金曜日の午前8時～午後6時まで（祝祭日・年末年始（12月29日から1月3日）、その他実施施設が指定した休業日を除く）。

ただし、利用初日については、9時診療開始の小児科を受診した上で受け入れの可否を判断します。

※土曜日は病児保育室利用に関する診察を行っていませんので、金曜日までに白井聖仁会病院で受診をし継続利用が可能と判断された児童のみの利用となります。（預かり時間午前8時から午後1時まで）

#### (3) 対象児童

鎌ヶ谷市・白井市に在住し、次に該当する児童が対象（鎌ヶ谷市・白井市の保育園等に在園している市外の児童も含む）

ア 市内又は市外の保育園等を利用して、生後6か月から小学校6年生までであること

イ 病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面症状の急変が認められない乳幼児等で、病児保育事業の利用が可能であると医師が認めたもの

ウ 保護者の勤務などの都合により家庭での育児を受けることが困難であること

#### (4) 定員

1日3人

(5) 利用料

- ア 鎌ヶ谷市・白井市に在住する児童 1時間当たり300円
- イ 鎌ヶ谷市・白井市の保育園等に在籍する同市以外に在住する児童 1時間当たり500円

(6) 食事

昼食は、お弁当を持参することも、申し込むこともできます。  
(食事代は、利用料とは別に実費徴収します。)

(7) 申し込み方法

あらかじめ、白井聖仁会病院病児保育室へ登録申込書を提出していただきます。  
利用するとき、直接空き状況をご確認の上、利用申込書に必要事項を記入して、白井聖仁会病院小児科(1階)に直接提出してください。  
原則、予約制なので、前日の午後5時までに申し込んでください。  
なお、当日は健康保険証・子ども医療費助成受給券もあわせて持参してください。

(8) 登録申込書、利用申込書等の配布場所

- ア 市役所幼児保育課
  - イ 白井聖仁会病院病児保育室
- ※白井市ホームページからもダウンロードできます。

## 6 保育所給食管理

食を通して、こどもの健全な発育・発達を図るため、給食献立作成、巡回指導などを行います。

(1) 対象

公立保育園児及び保護者

## 7 児童センター

0歳から18歳未満の子どもが利用でき、健全な遊びを通して体力を増進し、情操を豊かにするとともに、地域での子育て支援を図ることを目的とした施設です。友達作りやいろいろな遊びや体験をすることが出来ます。子育て中の保護者も楽しく育児ができるよう情報交換や仲間づくりをサポートしています。

現在市内に5か所あります。

名称	所在地	電話
中央児童センター	南初富 3-19-31	047-444-0144
南児童センター	道野辺 1042-2	047-438-5040
くぬぎ山児童センター (コミュニティセンター)	くぬぎ山 4-2-46-10	047-389-1401
北中沢児童センター (コミュニティセンター)	北中沢 2-1-23	047-442-2011

栗野児童センター (コミュニティセンター)	栗野 79-1	047-441-7066
東部児童センター 子育て支援センター	東道野辺 4-2-18	047-404-3834 047-441-8905

※感染症対策及び事故・災害等の緊急対応として「緊急連絡カード」の提出をお願いしています。

申し込み開始日及び方法は各児童センターだよりやHPをご覧ください。

※天候・感染症の影響などにより、イベントの内容・時間の変更または、開催を中止する場合があります。

## (1) 中央児童センターの事業

### ア 学童対象事業

事業名	実施日	備考
子ども体験教室	年間を通じて実施	日時等は児童センターだより等をご覧ください。
季節の行事	季節に応じて実施	

### イ 乳幼児対象事業

事業名	実施日	時間等
つどいの広場	週3日 (火・水・木)	9:30~15:00
あかちゃんサロン(0歳児対象)	年間11回	10:00~11:00
はじめて親子サロン(第1子の0歳児対象)	年間4回	10:00~11:00
ももサロン(1歳児対象)	年間1回	10:00~11:00

### ウ その他

保護者のリフレッシュにつながる事業や親子で楽しめる事業などを実施しています。

## (2) 南児童センターの事業

### ア 学童対象事業

事業名	実施日	備考
子ども体験教室	年間を通じて実施	日時等は児童センターだより等をご覧ください。
季節の行事	季節に応じて実施	

イ 乳幼児対象事業

事業名	場所	実施日	時間等
つどいの広場	南児童センター	週3日 (火・水・木)	9:30~15:00
つどいの広場	南部公民館	年間11回	9:30~14:30
あかちゃんサロン(0歳児対象)	南児童センター	年間3回	10:00~11:00
あかちゃんサロン(0歳児対象)	南部公民館	年間3回	10:00~11:00
親子セミナー	南部公民館	年間3回	日時等は児童センターだより等をご覧ください。

ウ その他

保護者のリフレッシュにつながる事業や親子で楽しめる事業などを実施しています。

**(3) くぬぎ山児童センターの事業**

ア 学童対象事業

事業名	実施日	備考
子ども体験教室	年間を通じて実施	日時等は児童センターだより等をご覧ください。
季節の行事	季節に応じて実施	

イ 乳幼児対象事業

事業名	実施日	時間等
つどいの広場	週3日 (火・水・木)	9:30~15:00
あかちゃんサロン(0歳児対象)	毎月第4木曜日 (8月はお休み)	10:30~11:30
とことこサロン(1歳児対象)	年間4回第2木曜日 (おたより等をご覧ください)	10:30~11:30
はじめて親子サロン(第1子の0歳児対象)	年間4回 第4木曜日	10:30~11:30
こんにちは赤ちゃんの会	学校長期休み期間中に実施	11:00~11:30

ウ その他

保護者のリフレッシュにつながる事業や親子で楽しめる事業などを実施しています。

**(4) 北中沢児童センターの事業**

ア 学童対象事業

事業名	実施日	備考
子ども体験教室	年間を通じて実施	日時等は児童センターだより等をご覧ください。
季節の行事	季節に応じて実施	

イ 乳幼児対象事業

事業名	実施日	時間等
つどいの広場	週3日 (火・水・金)	9:30~15:00
赤ちゃんサロン(0歳児対象)	年10回 木曜日	10:30~11:30
とことこサロン(1歳児対象)	年3回 木曜日	10:30~11:30
ふたごサロン	年5回 木曜日	10:30~11:30

ウ その他

保護者のリフレッシュにつながる事業や親子で楽しめる事業などを実施しています。

**(5) 栗野児童センターの事業**

ア 学童対象事業

事業名	実施日	備考
子ども体験教室	年間を通じて実施	日時等は児童センターだより等をご覧ください。
季節の行事	季節に応じて実施	

イ 乳幼児対象事業

事業名	実施日	時間等
つどいの広場	週3日(火・水・金)	9:30~15:00
あかちゃんサロン(0歳児対象)	年間5回 木曜日	10:30~11:30
はじめて親子サロン (第1子の0歳児対象)	年間4回 木曜日	10:30~11:30

**(6) 東部児童センターの事業**

ア 学童対象事業

事業名	実施日	備考
子ども体験教室	年間を通じて実施	日時等は児童センターだより等をご覧ください。
季節の行事	季節に応じて実施	

イ 乳幼児対象事業

乳幼児対象事業については、子育て支援センターにおいて実施しています。

※天候・感染症の影響などにより、イベント内容を変更または、中止する場合があります。

**8 児童遊園**

児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設です。

## 【児童遊園一覧】

市内に16か所あります。

No	名称	所在地
1	鎌ヶ谷九丁目児童遊園	鎌ヶ谷9丁目12番
2	地藏前児童遊園	南鎌ヶ谷1丁目9番
3	道野辺中央三丁目児童遊園	道野辺中央3丁目5番
4	中沢第1児童遊園	中沢176番地
5	初富本町一丁目児童遊園	初富本町1丁目4番
6	右京塚児童遊園	右京塚7番
7	南初富五丁目児童遊園	南初富5丁目7番
8	栗野児童遊園	栗野207番地の2
9	軽井沢児童遊園	軽井沢2060番地の12
10	小池橋児童遊園	佐津間1371番地
11	アカシア児童遊園	南鎌ヶ谷1丁目7番
12	佐津間児童遊園	佐津間1011番地の1
13	北中沢三丁目児童遊園	北中沢3丁目7番
14	西佐津間二丁目児童遊園	西佐津間2丁目12番
15	中佐津間一丁目児童遊園	中佐津間1丁目18番
16	中沢一本松児童遊園	中沢1289番地

## 9 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としています。

### (1) 対象児童

市内に通学している1～6年生までの児童

ただし、入会申し込みが多い場合は、低学年の入会を優先。

### (2) 開設日

日曜日、祝日、及び年末年始（12月29日～1月3日）を除いて毎日開設

ただし、特別な事情がある場合は臨時に休みとなる場合があります。（災害など）

### (3) 開設時間

授業のある日 放課後～19:00

授業のない日（土曜日含む） 8:00～19:00

### (4) 費用

児童1人につき、月額8,000円（おやつ代別）

ただし、生活保護世帯、準要保護世帯、ひとり親家庭の児童については、減免制度があります。

### (5) 入会手続き

入会を希望する方は、こども支援課こども支援係まで申請

【放課後児童クラブ一覧表】

名称	所在地	電話
鎌ヶ谷小学校(第1)放課後児童クラブ	鎌ヶ谷小学校敷地内専用施設	047-445-9311
鎌ヶ谷小学校(第2)放課後児童クラブ	鎌ヶ谷小学校敷地内専用施設	047-445-9312
鎌ヶ谷小学校(第3)放課後児童クラブ	鎌ヶ谷小学校敷地内専用施設	047-445-9903
北部小学校放課後児童クラブ	北部小学校内	047-446-5774
南部小学校放課後児童クラブ	南部小学校内	047-446-1500
西部小学校(第1)放課後児童クラブ	西部小学校内	047-445-8092
西部小学校(第2)放課後児童クラブ	西部小学校内	047-436-8951
中部小学校(第1)放課後児童クラブ	中部小学校敷地内専用施設	047-441-1825
中部小学校(第2)放課後児童クラブ	中部小学校敷地内専用施設	047-436-8500
初富小学校(第1)放課後児童クラブ	初富小学校内	047-444-0200
初富小学校(第2)放課後児童クラブ	初富小学校内	047-444-4252
道野辺小学校(第1)放課後児童クラブ	道野辺小学校内	047-445-3789
道野辺小学校(第2)放課後児童クラブ	道野辺小学校内	047-446-2121
五本松小学校(第1)放課後児童クラブ	五本松小学校敷地内専用施設	047-445-9327
五本松小学校(第2)放課後児童クラブ	五本松小学校敷地内専用施設	047-401-5107
東部小学校(第1)放課後児童クラブ	東部小学校内	047-445-5758
東部小学校(第2)放課後児童クラブ	東部小学校内	047-445-6001

## 10 利用者支援事業

子育て支援コーディネーターを設置し、子ども及びその保護者等が、教育・保育施設（幼稚園・保育園など）や地域の子育て支援事業を円滑に利用することができるよう支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、子育て情報の発信をしています。

### (1) 実施場所

こども支援課

### (2) 実施日

毎週火曜日・木曜日 午前10時～午後4時

### (3) 問い合わせ

電話：047-445-1609

メール：kosodatesc@city.kamagaya.chiba.jp

※児童センターなどに出張するため、窓口にいない場合もありますので、事前に電話もしくはメールでお問い合わせください。

### (4) 子育て支援コーディネーターの部屋（ウェブサイト）

子育て子育て支援サイト（かまっこ応援団）内に、子育て支援コーディネーターのウェブサイト『子育て支援コーディネーターの部屋』を開設し、さまざまな子育て情報をブログ形式により発信しています。

URL：<http://kamakko.info/>

### 1.1 子ども医療費助成

子どもの医療費の全部又は一部を助成します。

#### 【対象年齢等】

対象年齢	対象となる医療
0歳～中学校3年生まで ※令和5年8月より高校3年生まで	入院・通院・調剤

#### 【保護者負担額】

世帯の市区町村民税の課税状況	保護者負担額
市区町村民税所得割課税世帯	入院：1日につき300円 通院：1回につき300円
市区町村民税所得割課税世帯以外の世帯	入院：1日につき 0円 通院：1回につき 0円

**申請手続き** 出生・転入等の場合、出生日・転入日等から助成開始。

### 1.2 高校生等医療費助成

高校生及び高校生に相当する年齢の方の医療費の一部又は全部を助成します。

#### 【対象年齢等】

対象年齢	対象となる医療
15歳に達する日以後の最初の4月1日～18歳に達した日以後の最初の3月31日まで	入院・通院・調剤

#### 【保護者負担額】

保護者負担額
入院：1日につき300円 通院：1日につき300円 調剤：0円

**申請手続き** 令和3年10月1日～令和5年7月31日までに受診したものが対象。ただし、転入者の場合は転入日から対象。

### 1.3 児童手当

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、中学校3年生までの児童を養育している父母等に手当を支給します。

※令和6年10月に制度改正を予定しています。

#### (1) 支給月額

##### ア 所得制限限度額未満である人

3歳未満（一律）	15,000円
3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）	10,000円
3歳以上小学校修了前（第3子以降）	15,000円
中学生（一律）	10,000円

イ 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満である人 5,000円

《所得制限限度額表》

(令和5年6月1日現在)

扶養親族等の数	所得制限限度額		所得上限限度額	
	所得額	年間収入額	所得額	年間収入額
0人	622万円未満	833.3万円	858万円未満	1,071万円
1人	660万円未満	875.6万円	896万円未満	1,124万円
2人	698万円未満	917.8万円	934万円未満	1,162万円
3人	736万円未満	960.0万円	972万円未満	1,200万円
4人	774万円未満	1,002.0万円	1,010万円未満	1,238万円

ウ 所得上限限度額以上である人 支給なし

(2) 支給月

2月・6月・10月の年3回、その月の前4か月分を支給します。

(3) 申請手続き

申請の翌月分から支給対象となります。ただし、出生月・転入月と申請月が異なる場合は出生日・転入日の翌日から15日以内に申請していただければ出生月・転入月の翌月分から支給対象。

## 1.4 子育て支援事業

### (1) かまがや子育てガイドブック

かまがや子育てガイドブックは、市内の遊び場情報から手当・医療費の助成など、鎌ヶ谷市の子育てに関するさまざまな情報をまとめた冊子です。

冊子はこども支援課窓口で配布しているほか、かまっこ応援団からも閲覧可能です。

### (2) かまっこ応援団

鎌ヶ谷市の子育て応援サイトです。

市内の様々な子育て関連情報を配信しています。

URL : <http://kamakko.info/>

### (3) かまっこすくすくアプリ

『かまっこ応援団』の閲覧や予防接種スケジュールの確認、鎌ヶ谷市内の予防接種を受けることのできる病院のMAP等を確認することができるアプリです。

詳しくは (<http://kamakko.info/ouen-contents/app/>) をご覧ください。

### (4) 子育てボランティア育成

子育てサポーターを育成し、地域で子育て支援活動を行っています。

## (5) 子育て支援センターの事業

### ア 乳幼児対象事業

事業名	場所	実施日	時間等
つどいの広場	東部児童センター	週3日 (月・水・金)	9:30~15:00
あかちゃんサロン (0歳児対象)	東部児童センター	毎月第3木曜日 (4・8・3月除く)	10:30~11:30
はじめて親子サロン (第1子の0歳児対象)	・道野辺中央コミュニティセンター ・総合福祉保健センター ・東部児童センター	各場所 年間4回	*日時等は、子育て支援センターにお問い合わせください。
道コミサロン	道野辺中央コミュニティセンター	毎月第4水曜日	9:30~11:30
パパサロン	粟野児童センター	毎月1回	10:30~11:30

※天候・感染症の影響などにより、イベントの内容・時間の変更または、開催を中止する場合があります。

※申し込み開始日及び方法は「子育て支援センターだより」をご覧ください。

### イ その他

保護者のリフレッシュにつながる事業や親子で楽しめる事業などを実施しています。

## 15 家庭児童相談室

18歳未満の子どもやその家庭に関する相談を専門の相談員が電話・面接・訪問で行い、内容により、学校・児童相談所・病院等の関係機関と連携のうえ対応や専門機関のご案内をしています。

## 16 ファミリー・サポート・センター

子育ての援助をしたい方(提供会員)と子育ての援助を受けたい方(依頼会員)からなる地域で助け合うボランティア的な会員組織です。有償で育児の援助活動を行います。アドバイザーが会員相互の調整をしています。

### (1) 会員

入会手続きが必要です。

ア 依頼会員 おおむね生後3か月以上中学校修了前までの子どもがいる方(市内在住・在勤の方)

イ 提供会員 子どもが好きで、子育てのお手伝いができる方  
基礎研修受講後、提供会員として登録します(18歳以上で市内在住の方)

ウ 両方会員 依頼会員と提供会員を兼ねる方

### (2) 活動の内容

ア 保育施設・学校等の開始まで、または終了後に子どもを預かること

イ 保育施設等へ子どもを送迎すること

ウ 保護者の社会活動の場合に、子どもを預かること 等

(3) 利用料金

- ア 月～金曜日（午前6時～午後9時） 1時間あたり700円
- イ 土、日、祝日、年末年始、上記以外の時間 1時間あたり900円

(4) ひとり親世帯利用料助成

ひとり親世帯が利用する場合に、利用料金の助成制度があります。

※利用には事前の登録が必要です。

- ア 助成対象者 依頼会員のうち、児童扶養手当を受給している方、ひとり親家庭世帯で児童扶養手当を受給していないが、児童扶養手当を受給している世帯と所得が同様の水準の世帯の方。
- イ 助成額 利用料の2分の1を助成します。（100円未満切り捨て）  
利用者が負担した費用（食費及び交通費を除く）の半額です。  
ただし、助成額は月額20,000円を限度とします。

**17 子育て短期支援事業**

子育てをしている保護者が、疾病・出産・仕事などにより家庭で養育が一時的に困難になった場合に、指定施設で子どもを預かります。なお、利用定員があるため、希望に添えない場合があります。

※利用には事前登録と申請が必要です。

(1) 指定施設

- ア 児童養護施設晴香園（1歳以上18歳未満）  
松戸市根木内145
- イ 乳児院ほうゆうベビーホーム（1ヶ月健康診査終了後から3歳未満）  
八千代市上高野157

(2) 内容

食事やその他身の回りの援助

ア ショートステイ（短期入所）	保護者が疾病・出産・看護・事故・出張・冠婚葬祭への出席などの場合、原則7日間を上限に、宿泊を伴う預かりを行います。
イ 日帰り養護（午前7時～午後6時） ※晴香園のみ	保護者が日中に仕事などにより不在の場合などに預かります。
ウ 夜間養護（午後6時～午後10時） ※晴香園のみ	保護者が残業の場合などに預かります。

(3) 利用料

区分	ショートステイ （短期入所・1日）		日帰り養護 （1回）	夜間養護 （1回）
	2歳未満児	2歳以上児		
市民税非課税世帯	1,100円	1,100円	350円	350円
市民税課税世帯	5,500円	2,850円	1,400円	800円

## **18 多子世帯子育て支援事業**

3人以上の小学校就学前の子ども（乳幼児）を養育する世帯（多子世帯）に、子育て支援サービスの利用費用を一部助成します。

### **（1）対象者**

市内に居住し、住民基本台帳に記録されている多子世帯の保護者

### **（2）助成対象事業**

ア 市内の保育園で実施する一時預かり事業

イ 鎌ヶ谷市ファミリー・サポート・センター事業による相互援助活動

ウ 公益社団法人全国保育サービス協会に加盟している事業所が実施するベビーシッターサービス

エ 社会福祉法人鎌ヶ谷市社会福祉協議会が実施する在宅福祉サービス事業

オ 市内の事業所が実施するホームヘルプサービス（市長が別に定めるものに限る）

### **（3）助成額**

助成対象事業を利用した際に保護者が負担した費用の半額（10円未満切り捨て）

ただし、助成額は月額20,000円を限度とします。

## **19 指定障害児通所支援事業所（こども発達センターのびのびルーム）**

### **（1）児童発達支援**

心身の発達の遅れや心配のある乳幼児に対し、一人ひとりの状況にあわせて、小グループでの通所支援を行います。

### **（2）保育所等訪問支援**

保育園や幼稚園に通われている発達に心配のあるお子さんに対し、集団生活に適應できるよう、通園先にて支援やアドバイスをを行います。

○こども発達センター（のびのびルーム） 鎌ヶ谷市中沢316

電話：047-445-3230

※利用に関しては、障害児通所受給者証の申請手続きが必要です。また、（1）の児童発達支援の利用料は、受給者証に記載された基準により算定した額の自己負担があります。

なお、満3歳になって初めての4月1日から3年間は幼児教育・保育の無償化対象となります。

## **20 指定障害児相談支援事業所（こども発達センター分室）**

お子さんや、家族の希望に沿ったサービスが受けられるよう、相談に応じ、必要な情報の提供、適切な福祉サービス利用に向けて障害児支援利用計画を作成します。

○こども発達センター（分室） 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

鎌ヶ谷市総合福祉保健センター5階

電話：047-445-1559（直通）

## 2 1 療育支援事業(千葉県障害児等療育支援事業委託)

心身の発達に心配のある児童に対し、個々の状況に合わせて発達に沿った支援や助言を行います。地域の子育て支援施設を訪問し、保育や子どもへの対応について支援者に対し助言等の専門的支援を行います

また、心身の発達に不安や心配のある幼児に対し、小グループでの親子遊びをとおり、子どもの発達や成長を保護者と一緒に考え、子育てを支援する活動を行っています。(わくわくルーム)

○こども発達センター(分室) 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1  
鎌ヶ谷市総合福祉保健センター5階  
電話: 047-445-1361(直通)

## 第4 ひとり親家庭等の福祉

### 1 児童扶養手当

18歳未満の児童を養育している主にひとり親家庭の父または母や、父または母が労働困難で、かつ、常時介護を必要とする程度の障がいをもつ世帯などに支給します。

※所得制限があります。所得額により支給額が異なります。

#### (1) 支給額

(1ヶ月あたり)

児童数	区分	令和6年4月現在
1人	全部支給	45,500円
	一部支給	45,490円～10,740円
2人		10,750円～5,380円を加算
3人以上		1人増加するごとに6,440円～3,230円を加算

#### (2) 支給期間

児童が18歳に達する日以降の最初の3月分まで

#### (3) 支給月

年6回支給(1月、3月、5月、7月、9月、11月)

### 2 JR通勤定期乗車券特別割引制度

児童扶養手当を受けている人が通勤のためにJRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引になります。

### 3 ひとり親家庭等医療費等助成

母子家庭の母や父子家庭の父および18歳未満の児童(父母のいない児童も含む)に医療費の一部を助成します。

※所得制限があります。

#### (1) 助成期間

児童が18歳になった日以降の最初の3月分まで

### 4 遺児手当

両親あるいは父母のどちらかが死亡、または、労働が困難で、かつ、常時介護を必要とする程度の障がいをもつ場合、義務教育修了前の児童を養育する方に支給します。ただし、所得制限があります。

#### (1) 支給額

支給区分	支給額（月額）	
	父母の一方が死亡若しくは障がいの状態	父母が死亡若しくは障がいの状態
乳幼児	2,500円	5,000円
小学生	3,000円	6,000円
中学生	3,500円	7,000円

## 5 ひとり親家庭等援護支度金

ひとり親家庭等の児童の入学又は就職に際し支給します。ただし、所得制限があります。

### (1) 支度金額

支度金		金額
就職支度金		20,000円
就学支度金	小学校入学	8,000円
	中学校入学	9,000円
	高等学校入学	10,000円

## 6 交通遺児援護基金（千葉県社会福祉協議会）

陸上交通事故などで親を失った18歳未満の遺児及び18歳未満の遺児のいる世帯に、激励のための見舞金などを支給します。

基金の原資は、個人、団体、企業等からの寄附金を基にし、そこから発生する果実（利息）をもって事業を実施しています。

民生委員児童委員を通じて、各市町村社会福祉協議会から請求していただきます。

見舞金	1世帯 100,000円 ただし、遺児が2名以上いる世帯については、2人目から各々に50,000円を加算。	
勉学奨励金	小学校または中学校に入学する遺児	30,000円
激励金	中学校または高等学校等を卒業する遺児	60,000円

## 7 ひとり親家庭等就労支援事業

就労のため自主的に職業能力の開発を行う20歳未満の子を養育するひとり親家庭の父または母に対し、給付金を支給します。所得制限等の要件がありますので、事前の相談が必要です。

種類	給付金の内容
自立支援教育訓練給付金	<p>就業に必要な技術を身につけるために、対象となる教育訓練講座などを受講する場合に、受講料の6割相当額を支給します。</p> <p>(1) 一般教育訓練給付金 上限額20万円</p> <p>(2) 特定一般教育訓練給付金</p>

	<p>上限額 20 万円  (3) 専門実践教育訓練給付金  上限額 160 万円(40 万円×修学年数)  ※雇用保険法による教育訓練給付金の支給を受けることができた場合は、その額から差し引いた額を支給します。</p>
高等職業訓練促進給付金	<p>対象資格取得のため、養成機関で6カ月以上修業する場合、修業期間(上限48月)について、生活費の一部を補助する制度です。また、最終学年(12か月)にあたっては、増額分を支給します。  &lt;対象資格&gt;  看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など</p>
高等学校卒業程度認定試験合格支援	<p>高等学校卒業程度認定試験のための講座を受講する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童に対して、開始時給付金、修了時給付金及び合格時給付金を支給する制度です。  (各給付金に上限有り)</p>

## 8 ひとり親家庭等日常生活支援事業

20歳未満の子を養育するひとり親家庭の父または母が就学や疾病などにより、一時的に日常生活を営むのに支障があるときなどに、家庭生活支援員を派遣し、生活援助や保育サービス等を提供します。

### (1) 派遣対象

- ① ひとり親家庭等であって、自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動等)、社会的事由(疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等)により、生活援助、保育サービスが必要な家庭等及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭等
- ② 乳幼児または小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭等であって、終業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合などにより生活援助、保育サービスが必要な家庭等

### (2) 生活援助内容

#### ア 子育て支援

家庭生活支援員の居宅等における乳幼児の保育等

#### イ 生活援助

被生活援助者の居宅における乳幼児の保育、食事の世話、住居の掃除、生活必需品等購入、医療機関等との連絡等

### (3) 費用

生活保護世帯、市民税非課税世帯以外は有料(1時間につき子育て支援150円[※70円]、生活援助300円[※150円])となります。

※児童扶養手当支給所得水準世帯

- (4) 申請手続き  
事前の登録が必要

## 9 養育費に関する公正証書等作成費用助成事業

ひとり親家庭の養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図るとともに、ひとり親家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長を目的として、ひとり親家庭の母等に対して、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費を助成します。事前相談が必要です。

### (1) 支給対象者

養育費の取決めに係る経費を負担し、債務名義を有している者。かつ、対象となる児童を現に扶養している者（所得制限等の要件があります。）

### (2) 助成対象

公正証書作成に係る公証人手数料（上限23,000円）、調停申し立て費用、裁判に係る切手代等

## 10 母子・父子・寡婦福祉資金（県）

母子・父子家庭、または寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童（子ども）の福祉向上を図るため、各種資金を無利子又は低利（年1%）で貸付ける県の制度です。

貸付制度	貸付対象者
母子・父子福祉資金	・ 20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父または母及びその児童 ・ 父母のいない20歳未満の児童 等
寡婦福祉資金	・ 寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であった者）及びその子 等

### (1) 貸付金の種類

修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金 等

## 11 母子生活支援施設

母子家庭の母あるいはこれに準ずる事情にある女子が、経済的理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分できない場合、母と児童が一緒に入所し、自立促進のためにその生活を支援するための施設です。

### (1) 負担額

所得税等の課税状況によって入所費用の一部負担があります。

## **12 助産施設**

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦に対して、指定の助産施設（病院）で出産できるものです。

### **（1）負担額**

所得税等の課税状況によって入所費用の一部負担があります。

## 第5 障がい者（児）の福祉

### 1 障害者総合支援法

（正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

この法律は、「制度の谷間」を埋めるべく、従来の障がい者（身体・知的・精神）の範囲に難病等を加え、障がいのある方々が必要とするサービスが総合的かつ計画的に提供されるように制定されたものです。

対象となるサービスは①自立支援給付（介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具）と②地域生活支援事業（相談支援、意思疎通支援、移動支援、日常生活用具給付、地域活動支援センター等）の2つに分かれます。

利用にあたっては、地域生活支援事業の一部を除き原則として費用の1割が自己負担となりますが、世帯の所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。また、介護保険の利用が可能な方については、介護保険のサービスが優先されます。

#### （1）自立支援給付

ア 介護給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護（ホームヘルプ）</li> <li>・ 重度訪問介護</li> <li>・ 行動援護</li> <li>・ 重度障害者等包括支援</li> <li>・ 同行援護</li> <li>・ 短期入所（ショートステイ）</li> <li>・ 療養介護</li> <li>・ 生活介護</li> <li>・ 施設入所支援</li> </ul>
イ 訓練等給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自立訓練</li> <li>・ 就労移行支援</li> <li>・ 就労継続支援</li> <li>・ 就労定着支援</li> <li>・ 自立生活援助</li> <li>・ 共同生活援助（グループホーム）</li> </ul>
ウ 自立支援医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更生医療</li> <li>・ 育成医療</li> <li>・ 精神通院医療</li> </ul>
エ 補装具	

#### （2）地域生活支援事業

- ア 意思疎通支援
- イ 日常生活用具給付・貸与
- ウ 日中一時支援
- エ 移動支援
- オ 地域活動支援センター
- カ 居住支援

- キ ねたきり身体障がい者児入浴サービス
- ク その他の日常生活又は社会生活支援

## 2 手帳の交付

### (1) 身体障害者手帳

身体に障がいのある方が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳で、次のような障がいがある方に交付されます。障がいの程度により1級から7級にわかれています。(ただし、肢体不自由の7級だけでは手帳の交付はされません。)

視覚障がい	1級から6級
聴覚障がい	2級、3級、4級、6級
平衡機能障がい	3級、5級
音声機能・言語機能・そしゃく機能の障がい	3級、4級
肢体不自由(上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)	1級から7級
肢体不自由(体幹)	1級、2級、3級、5級
内部障がい (心臓※、じん臓※、呼吸器※、ぼうこう※、直腸※、小腸の機能障がい※、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がい)	1級から4級 ※2級なし

### (2) 療育手帳

知的障がい者(児)に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の福祉サービスを受けやすくするため手帳を交付します。

最重度	・㊤の1 ・㊤の2※	I Q (知能指数) 20以下の者
重度	Aの1	I Q 21～35以下の者
	Aの2	I Q 36～50以下の者で重複の障がいを有し、日常生活において常時の介助を必要とする者
中度	Bの1	I Q 36～50以下の者
軽度	Bの2	I Q 51～75以下の者

※児童の場合は㊤

### (3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方(てんかん及び全ての精神疾患が対象となります。))に対して、申請により交付します。

精神障がい者であることを証明するものであり、各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。

### (4) 問い合わせ

障がい福祉課 支援係 電話：047-445-1307

### 3 各種の手当、年金

#### (1) 特別児童扶養手当(国)

心身に障がい有するため、日常生活において常時の介護を必要とするか、あるいは障がいの状態にある20歳未満の在宅児童(障がいを事由とする公的年金受給者を除く)の父母又は養育者に支給されます。

**支給要件** 身体障がい児 おおむね1級～3級  
知的障がい児 ㊤～おおむねB1  
精神障がい児 重度～中度(対象となる障害の程度についてお問合せください)

**支給額** 身体障がい(1～2級)、知的障がい(㊤～A2)、精神障がい(重度)  
(特別児童扶養手当1級) 月額55,350円

身体障がい(おおむね3級)、知的障がい(おおむねB1)、精神障がい(中度)  
(特別児童扶養手当2級) 月額36,860円  
※所得制限があります。  
※障害児福祉手当との併給が可能です。

**問い合わせ** 障がい福祉課 庶務係 電話：047-445-1305

#### (2) 障害基礎年金(国民年金)

障害基礎年金は、20歳以上の方で次の状態のときに支給される年金です。

※支給には条件がありますのでお問い合わせください。

- ア 国民年金の被保険者期間中に初診日がある病気やけがにより、障がいの状態になったとき。
- イ 国民年金の被保険者の資格喪失後60歳以上65歳未満で日本国内在住中に初診日がある病気やけがにより、障がいの状態になったとき。
- ウ 20歳前に初診日がある病気やけがにより、障がいの状態になったとき。

**支給額** 1級 年額1,020,000円+子の加算(67歳以下の方：昭和31年4月2日以降生まれ)  
1級 年額1,017,125円+子の加算(68歳以上の方：昭和31年4月1日以前生まれ)  
2級 年額816,000円+子の加算(67歳以下の方：昭和31年4月2日以降生まれ)  
2級 年額813,700円+子の加算(68歳以上の方：昭和31年4月1日以前生まれ)

※身体障害者手帳の等級とは、異なります。

※子の加算 1・2人目の子1人につき234,800円  
3人目以降の子1人につき 78,300円

**問い合わせ** 保険年金課 国民年金係 電話：０４７－４４５－１２０９

### **（３）特別障害者手当（国）**

身体障がい、知的障がい、精神障がいなど重度の障がいがあるため、日常生活で常時介護を必要とする２０歳以上の在宅の方（入院３カ月を超える場合を除く）に支給します。

**支給額** 月額２８，８４０円  
※所得制限があります。  
※対象となる障害の程度についてはお問合せください。

**問い合わせ** 障がい福祉課 庶務係 電話：０４７－４４５－１３０５

### **（４）重度身体障がい者福祉手当**

身体障害者手帳１～２級の２０歳以上の在宅の方で障害年金等受給者以外の方に支給する手当です。

**支給額** 月額５，５００円  
※特別障害者手当（国）を受給している場合は、併給出来ません。  
※福祉手当（国）を受給している場合は、併給できません。  
※①障がいを事由とする年金を受給している②特別養護老人ホーム又は市外の有料老人ホームに入所している場合は、重度身体障がい者福祉手当は受給できません。

**問い合わせ** 障がい福祉課 庶務係 電話：０４７－４４５－１３０５

### **（５）障害児福祉手当（国）**

身体障がい、知的障がい、精神障がいで重度の障がいがあるため、日常生活で常時介護を必要とする２０歳未満の在宅の児童（障がいを事由とする公的年金受給者を除く）に支給します。

**支給額** 月額１５，６９０円  
※所得制限があります。  
※対象となる障害の程度についてはお問い合わせください。  
※特別児童扶養手当（国）との併給が可能です。

**問い合わせ** 障がい福祉課 庶務係 電話：０４７－４４５－１３０５

### **（６）心身障がい児童福祉手当**

在宅で心身に障がいのある２０歳未満の児童を育てている保護者に支給する手当です。

**支給要件** 身体障がい児 1 級～ 4 級

知的障がい児 ㊤～ B 2

**支給額** 月額 4, 5 0 0 円

※障害児福祉手当（国）を受給している場合は、併給できません。

※特別児童扶養手当（国）との併給が可能です。

**問い合わせ** 障がい福祉課 庶務係 電話：0 4 7 - 4 4 5 - 1 3 0 5

### （7）重度知的障がい者及びねたきり身体障がい者介護手当

在宅で重度知的障がい者並びにねたきり身体障がい者を介護する方に支給します。

**支給要件** ・重度知的障がい者

療育手帳 ㊤～ A 2 の 2 0 歳以上の方

・ねたきり身体障がい者

6 ヶ月以上臥床し日常生活に介護を必要とする 2 0 歳以上 6 5 歳未満の方

**支給額** 月額 1 2, 6 5 0 円

※特別障害者手当（国）、介護保険でサービス（7 日以内の短期入所生活介護及び短期入所療養介護を除く。）を利用している場合は、併給できません。

**問い合わせ** 障がい福祉課 庶務係 電話：0 4 7 - 4 4 5 - 1 3 0 5

### （8）千葉県心身障害者扶養年金

障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給します。

**加入資格**

県内に居住している 6 5 歳未満の方で次の障がいを有した方を扶養していること。

1 知的障がい者

2 身体障がい者 1 ～ 3 級

3 精神又は身体に永続的な障がいのある方（統合失調症、脳性まひ、血友病などで、その障がい程度が 1、2 の者と同程度と認められる方）

**掛金** 加入年齢により異なります。

**給付額** 年金月額 2 0, 0 0 0 円（1 口の場合）

**問い合わせ** 障がい福祉課 庶務係 電話：0 4 7 - 4 4 5 - 1 3 0 5

### (9) 心身障害者扶養年金加入者助成金

千葉県心身障害者扶養年金加入者で生活の困窮又は非常災害により掛金の納付が困難な方に対して掛金の一部を助成しています。

**問い合わせ** 障がい福祉課 庶務係 電話：047-445-1305

## 4 医療

### (1) 自立支援医療（更生医療）

更生医療指定医療機関で、医療（心臓手術、じん移植手術など）を受けることにより、日常生活又は職業生活に適應するよう障がいを除去又は軽減できる方に給付します。

**対象者** 身体障害者手帳の交付を受けた身体障がい者

#### **利用者負担**

一定所得以上の方を除き原則として医療費の1割が自己負担となりますが、世帯の所得に応じて月額負担上限額が設定されます。

**問い合わせ** 障がい福祉課 支援係 電話：047-445-1307

### (2) 自立支援医療（育成医療）

身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童が、その障がいを除去・軽減する効果が期待できる手術等の治療を行う場合に給付します。

#### **対象者**

18歳未満の児童で、障がいがあるか現在の疾患を放置すると障がいを残すと認められる者

#### **利用者負担**

一定所得以上の方を除き原則として医療費の1割が自己負担となりますが、世帯の所得に応じて月額負担上限額が設定されます。

**問い合わせ** 障がい福祉課 支援係 電話：047-445-1307

### (3) 自立支援医療（精神通院）

精神疾患の治療を受けている方が、外来で保険診療を受けた際、その保険の種類にかかわらず、医療費の自己負担額が1割に軽減される制度です。申請には、診断書等が必要になります。

#### **対象**

- ・ 外来時の診療費や薬代
- ・ デイケア利用料

- ・訪問看護利用料

#### 費用

医療費の1割が自己負担となりますが、所得水準等に応じて月額負担上限額が設定されます。（一部の一定所得以上の方は、対象外となります。）

問い合わせ 障がい福祉課 支援係 電話：047-445-1307

### （４）重度心身障がい者（児）医療費助成

重度心身障がい者（児）の医療費（保険診療分）の自己負担分を助成します。ただし、所得制限があります。

#### 対象者

- ・身体障害者手帳 1～2級の者
- ・療育手帳 ㊤、㊤1、㊤2、A1、A2の者
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級の者

※平成27年8月から新たに重度の身体障害者手帳もしくは療育手帳を取得された65歳以上の方は、制度の対象外となります。

※新たに重度の精神障害者保健福祉手帳を取得された65歳以上の方は、制度の対象外となります。

問い合わせ 障がい福祉課 庶務係 電話：047-445-1305

### （５）精神障がい者医療費助成

精神障がいのため、1ヶ月以上入院している方の経済的負担を軽減するため医療費の一部を助成します。

#### 支給条件

- 1 精神障がい者が1ヶ月以上の入院療養をしていること。
- 2 精神障がい者が本市に住所を有し、住民基本台帳に1年以上登録されていること。
- 3 精神障がい者の前年分の市民税所得割額が100,000円未満であること。

※保護者が入院療養費を負担している場合は、保護者の前年分の市民税所得割額も100,000円未満であること。

#### 助成額

医療費（保険診療分）の自己負担額の1/3で、月額17,000円を限度とします。

問い合わせ 障がい福祉課 庶務係 電話：047-445-1305

## (6) 難病患者援助金

難病患者のための治療を受けている者又はその保護者に援助金を支給し、経済的な負担を軽減します。

### 支給条件

①特定医療費（指定難病）受給者証、②千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証、③特定疾患医療受給者証を交付されている方で「鎌ヶ谷市難病患者援助金」の申請を行った方。

※②については、18歳未満の者に限るが、引き続き治療の必要性が認められ同受給者証を所持した方も対象となります。

### 支給額

月額 入院（15日以上）10,000円

通院（1日以上または入院15日未満）5,000円

生活保護受給者の方は入院・通院ともに一律 4,000円

問い合わせ 障がい福祉課 庶務係 電話：047-445-1305

## 5 補装具の交付、修理

身体障がい者（児）に対して、職業その他日常生活の能率向上を図るため補装具の交付と修理を行います。

対象者 身体障害者手帳の交付を受けた身体障がい者（児）、難病患者

補装具種目 補聴器、義肢、装具、車いす（電動車いす）、視覚障がい者用安全杖、義眼、眼鏡等

※補装具の種類によって判定が必要になります。

### 費用

原則として1割の自己負担となりますが、世帯の所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。

介護保険制度で給付の対象となる方については、原則として介護保険での福祉用具給付（貸与）の申し込みを優先とします。

問い合わせ 障がい福祉課 支援係 電話：047-445-1307

## 6 日常生活用具の給付

重度障がい者（児）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

#### **対象者**

療育手帳の交付を受けた障がい者（児）、身体障害者手帳の交付を受けた身体障がい者（児）

※種目によって等級の制限があります。

#### **用具の種目**

便器、特殊寝台、入浴補助用具、特殊便器、移動支援用具、移動用リフト、視覚障がい者用体温計、視覚障がい者用時計、拡大読書器、視覚障がい者用体重計、聴覚障がい者用屋内信号装置、聴覚障がい者用通信装置、ネブライザー、ストマ用装具（蓄便袋・蓄尿袋）、紙おむつ等

※用具ごとに耐用年数及び基準額が定められています。

#### **費用**

原則として1割の自己負担となりますが、世帯の所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。

介護保険制度で給付の対象となる方については、原則として介護保険での福祉用具給付（貸与）の申し込みを優先とします。

※基準内におけるストマ用装具及び紙おむつについては、自己負担はありません。

#### **問い合わせ**

障がい福祉課 支援係 電話：047-445-1307

ストマ用装具及び紙おむつについて 庶務係：047-445-1305

## **7 地域生活支援事業**

### **（1）移動支援事業**

屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。

#### **派遣対象**

身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）、難病患者等

#### **問い合わせ**

障がい福祉課 庶務係 電話：047-445-1305

### **（2）日中一時支援事業**

障がい者（児）に対して、日中活動の場を確保するとともに、障がい者（児）の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

#### **対象者**

身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）、難病患者等

#### **問い合わせ**

障がい福祉課 庶務係 電話：047-445-1305

## 8 意思疎通支援事業

### (1) 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がい者のコミュニケーションを支援するため、必要なときに手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

#### 派遣対象

聴覚障がい者で意思の疎通が円滑に行えないため社会生活に支障がある場合

問い合わせ 障がい福祉課 庶務係 電話：047-445-1309

### (2) 手話通訳者の設置

市役所内での聴覚障がい者の利便を図るため、手話通訳者を設置しています。

執務時間 土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

問い合わせ 障がい福祉課 庶務係 電話：047-445-1309

## 9 控除と減免、割引

ここでは、手帳で利用できる主な制度のご案内をしています。掲載している以外にも事業者が割引制度等を実施している場合があります。不明な場合は直接事業者にお問い合わせください。

### (1) 税金の控除・減免

障がい者の税金の控除又は減免等については、次のものがあります。

#### ○住民税・所得税

住民税：障害者控除もしくは特別障害者控除に加え、所得135万円以下の場合には非課税

所得税：障害者控除もしくは特別障害者控除

#### ○軽自動車税・自動車税

軽自動車税：障がい者本人所有又は同世帯の家族所有の車で、一定条件に該当する車（障がい者1人につき1台）→免除

自動車税：松戸県税事務所へお問い合わせください。

※減免を受ける場合は、軽自動車税か自動車税の一方のみとなります。

#### ○相続税・贈与税・関税

松戸税務署へお問い合わせください

#### ○事業税

松戸県税事務所へお問い合わせください

※障がい程度などの条件があります。

問い合わせ 松戸税務署 047-363-1171  
松戸県税事務所 047-361-2112  
課税課市民税係 047-445-1094

## (2) 鉄道運賃の割引

J Rを利用して身体障害者手帳又は療育手帳所持者が101km以上乗車する場合は、半額割引、第1種心身障がい者、又は12歳未満の身体障害者手帳又は療育手帳所持者児童が介護者と共に乗車する場合は、キロ数に関係なく半額割引されます（対象は普通乗車券等。ただし、特急券・小児定期券は除く。）

※精神障害者保健福祉手帳所持者の割引がJ Rは令和7年度4月導入予定です。

詳細については、各鉄道会社にてご確認ください。

私鉄はおおむねJ Rに準じますが、詳細は私鉄駅窓口で確認が必要です。

## (3) バス運賃の割引

千葉県内では身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を見せるだけで運賃が半額割引になります。ただし、バス会社・都道府県により割引方法・割引額が異なります。

## (4) タクシー運賃の割引

千葉県内では身体障害者手帳・療育手帳を見せるだけで運賃が1割引きになります。割引が受けられないタクシー会社もありますので、事前にご確認ください。

## (5) 福祉タクシー券の配布

重度の心身障がい者がタクシーを利用する場合において運賃の一部を助成します。

### 対象者

身体障害者手帳 1～2級（下肢、体幹、視覚障がい者は3級を含む）

療育手帳 ㊤～Aの2

精神障害者保健福祉手帳 1級

### 問い合わせ

障がい福祉課 庶務係 電話：047-445-1305

## (6) 航空運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満12歳以上の方及び介護者1名まで適用となります。割引額等については、航空会社により異なります。

詳細は、各航空会社へお問い合わせください。

## (7) 有料道路通行料金の割引

身体障がい者が自ら運転する場合、及び重度の身体障がい者又は知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合は、全国の有料道路の料金が5割引きされます。

## (8) NHK放送受信料の減免

### ア 全額免除

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税の場合

### イ 半額免除

世帯主が視覚・聴覚・重度の障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）であって、受信契約者の場合

該当の場合は、手帳と印鑑持参の上、障がい福祉課にてお手続きできます。

## (9) 点字郵便物等の無料

点字郵便物および指定盲人施設の発・返送する 3kg 以内の録音郵便物

問い合わせ 最寄りの郵便局

## 10 その他

### (1) 在宅重度心身障がい者（児）一時介護料助成

在宅において重度心身障がい者（児）を介護している保護者が疾病等の理由により在宅での介護が困難となり、当該障がい者を有料で介護人に委託した場合に、介護委託料の全部又は一部を助成します。

#### 対象

65歳未満の方で身体障害者手帳2級以上で肢体不自由な方、または療育手帳所持者で㊤～Aの2の方

#### 助成額

4時間以内 日額2,500円以内

4時間超 日額5,000円以内

※所得に応じ、年間助成額に制限があります。

問い合わせ 障がい福祉課 支援係 電話：047-445-1307

### (2) 身体障がい者事業経営資金の貸付

身体障害者福祉法第4条に定める身体障がい者で、事業を開業しようとする者、又は開業している者が必要とする運転資金及び設備資金の貸付制度です。

問い合わせ 商工振興課 047-445-1240

### **（３）障がい者等交通費助成**

障がい者及び、その付添人が心身障がい者通所施設等に通うために要する交通費の一部を助成します。

#### **対象者**

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院）を所持している者など。

#### **助成額**

交通費の2分の1の額（所定の算出方法により助成額を算定します。）

#### **助成限度額**

5,000円／月

#### **問い合わせ**

障がい福祉課 庶務係 電話：047-445-1305

### **（４）軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成**

身体障害者手帳の対象にならない18歳未満の難聴児に対して補聴器の購入費用の一部を助成します。

#### **対象者**

両耳の聴力レベルが原則、30dB（デシベル）以上70dB未満の軽度・中等度の難聴で、身体障害者手帳交付の対象にならない18歳未満の児童（市民税所得割額46万円以上の方が同じ世帯にいないこと）

#### **助成額**

補聴器の基準額範囲内で購入費用の3分の2の額（修理費は対象外）

#### **問い合わせ**

障がい福祉課 庶務係 電話：047-445-1305

### **（５）住宅改造費用助成**

在宅生活のために住居の一部を改造する必要がある身体障がい者に対し、在宅福祉の増進を図ることを目的に、改造費用の一部を助成します。介護保険制度で受けられる制度がある場合は介護保険制度が優先します。

#### **対象者**

身体障害者手帳の交付を受けた者で、肢体不自由1級・2級、視覚障がい1級・2級、移動機能障がい1級・2級のいずれかに該当する者

※所得、年齢などの条件があります。

**助成額**

助成の対象となる住宅改造に要した費用の2分の1（50万円を限度）

**問い合わせ** 障がい福祉課 支援係 電話：047-445-1307

**(6) 身体障がい者自動車改造費助成**

重度身体障がい者が就労等に伴い、自動車を購入し、その自動車を改造する場合の改造費を助成します。

**対象者**

身体障害者手帳1級または2級の上肢、下肢または体幹機能障がい者等で自ら又は同一世帯に属する者が所有し運転するもの（前年の所得額が特別児童扶養手当所得制限額以下の者）

**給付限度額**

100,000円

**問い合わせ** 障がい福祉課 支援係 電話：047-445-1307

**(7) 身体障がい者運転免許取得費助成**

身体障がい者の自立更生と社会活動の増進を図るため普通自動車運転免許取得費用の一部を助成します。

**対象者**

身体障害者手帳を所持し免許の取得により就労、社会活動の参加に効果があると認められる者

**助成額**

身体障害者手帳1～3級（下肢、体幹は4級） 100,000円以内  
身体障害者手帳4～6級 50,000円以内

**問い合わせ** 障がい福祉課 支援係 電話：047-445-1307

**(8) NET119緊急通報システム**

携帯電話やスマートフォンのインターネット接続機能を利用して、簡単な画面操作で素早く119番に通報することができます。利用をするには事前登録が必要です。

**対象者**

聴覚障がいや音声・言語障がい等により、音声による119番通報が困難な方。

## お問い合わせ

障がい福祉課の窓口までお問い合わせください。

窓口で申請書に記入された情報をもとに、登録作業を行います。携帯電話・スマートフォンは必ずご持参ください。

## (9) ストマ用装具保管事業

人工肛門、人工ぼうこうを造設した障がい者が、地震等による大規模災害に備えて、自らの排泄管理支援用具（ストマ用装具）を公共施設に保管する場所を提供します。

### 1.1 施設

#### (1) 鎌ヶ谷市福祉作業所（友和園、第二友和園）

心身障がい者で就職することが困難な方々に対して、社会生活における適応性を高めるよう指導を行い、その社会的自立を図ることを目的としています。

○設置 鎌ヶ谷市

○運営 鎌ヶ谷市社会福祉協議会

○事業区分 生活介護支援 10人  
就労継続支援B型 20人

○利用資格

介護給付等の支給を受けた身体障がい者（肢体不自由・内部疾患・視覚）及び知的障がい者で、通所の可能な者。

- 1 年齢が18歳以上
- 2 作業能力があること
- 3 継続して通所できること

○就労継続支援B型における作業内容

- 1 地域新聞配達
- 2 アメニティグッズの袋詰
- 3 農作物の袋詰

#### (2) 地域活動支援センター（Ⅲ型）

地域で暮らす障害を抱えている方の日常生活や社会生活をサポートし、創作的活動または生産活動、地域社会の交流の場を提供しています。具体的な活動内容については、各事業所にお問い合わせください。

○鎌ヶ谷工房ぽぽ 中央2-2-14 047(404)5655

○梨の木工房 初富802-69 047(444)9227

## 1 2 生活訓練等

### (1) 障がい者グループホーム等入居者家賃補助事業

グループホームに入居する障がい者の経済的負担を軽減し、その自立を促進するため、家賃負担の一部を補助する制度です。

#### 対象者

障害福祉サービス受給者証の交付を受け、グループホームに入居している者で、非課税世帯の者  
ただし、生活保護を受けている世帯に属する者を除く。

#### 助成額

- ① 障害者特別給付費を除き、月額20,000円の範囲内で、家賃の2分の1に相当する額
- ② 月額25,000円の範囲内で、家賃の2分の1に相当する額

### (2) 職親制度

事業経営を行い知的障がい者の更生援護に熱意をもっている職親に知的障がい者を一定期間預け、生活指導及び技能修得訓練等を行う制度です。

### (3) 職場適応訓練

知的障がい者が容易に作業環境に適応できるように事業主に訓練を委託します。障がい者に対しては、訓練手当が支給され、事業主に対しては訓練費が支給されます。

詳細は、船橋公共職業安定所（ハローワーク船橋）。

## 1 3 相談・団体等

### (1) 障がい者相談支援事業

生活での困りごと、福祉サービスの利用の仕方、情報提供など電話、または面接相談を行っています。費用は無料です。

- ア 障がいに関すること  
なしねっと（もくせい園内）  
毎日午前9時から午後5時まで  
443-3408

### (2) 身体障がい者相談員

身体に障がいのある方の更生援護の相談に応じ、必要な援助を行う民間人です。

鈴木 善教  
清田 尚子  
岡部 悦子  
櫻澤 美智子  
酒井 昌人  
金井 貞夫

### (3) 身体障がい者団体

- 鎌ヶ谷市身体障がい者福祉会 会長 櫻澤 美智子
- 鎌ヶ谷市聴覚障害者福祉会 会長 鈴木 善教
- 特定非営利活動法人 千葉県中途失聴者・難聴者協会  
東葛北事務所鎌ヶ谷地区 檜崎 ヨシ子

### (4) 知的障がい者相談員

知的障がい者の更生援護の相談に応じ、必要な援助を行う民間人です。  
飯高 優子

### (5) 知的障がい者関係団体

- 特定非営利活動法人鎌ヶ谷市手をつなぐ親の会  
会長 飯高 優子

### (6) 精神障がい者関係団体

- 鎌ヶ谷市精神障がい者家族会 心の健康を支えあうききょうの会  
会長 瀧口 博史

## 14 身体障がい者福祉センター

### (1) 事業

#### ア 講座

身体障がい者の社会参加や機能維持を図るため、各種の講座を行います。

令和6年度実施講座

通常講座・・・年間を通して月1回定期的に開催するもの(8月は休講)

「水墨画」「陶芸」「習字」「お花」「スピードボール」「折り紙」「歌」「絵手紙」

「楽々ストレッチ」「川柳」「椅子ヨガ」「卓上ゲーム」「ピンポンレク」

特別講座・・・講座体験や交流を目的にイベント的に開催するもの

「インクルーシブダンス」「初めての陶芸」「レクボッチャ」「ごちゃまぜ音楽会」

「消しゴムはんこ工作」等

※講習の内容につきましては、変更する場合があります。

イ 障がい者や障がい者支援を行う団体への援助  
センターに登録のある団体向けに活動のための部屋(団体研修室・作業訓練室・パソコン室)や部屋に設置している備品を優先的に貸出ししています。

## (2) その他の事業

### ア 手話奉仕員養成講座

聴覚障がい者の生活及び関連する福祉制度について理解と認識を深め、聴覚障がい者とのコミュニケーションを図るため、厚生労働省手話奉仕員のカリキュラムに沿った講習会を実施しています。

※令和6年度は前期課程(全27回)を実施。前期課程修了者向けに令和7年度は後期課程を実施予定。前期課程・後期課程修了者は、千葉県聴覚障害者協会が実施する「手話通訳者養成講座」(2年間)が受講可能となります。

### イ 聞こえない・聞こえにくい人のための手話講習会

難聴者や中途失聴者を対象とした手話講習会で、手話を習得することで日常生活におけるコミュニケーションを、よりスムーズにすることを目的に実施しています。

### ウ 聞こえのサポーター養成講座

中途失聴や難聴の方とコミュニケーションができるよう筆談で会話するための技法を学ぶことを目的としています。

### エ スポーツ・レクリエーション事業

千葉県障害者スポーツ大会(毎年6月頃開催への参加支援を行っています。)

### オ リフトバスの運行

身体障がい者福祉センターの講座等への参加の推進を図るためリフトバスを運行し、身体障がい者のため移動の困難な人の足の確保を行っています。

乗車定員25人(22人(運転席含)+車いす3台)

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により変更する場合があります。

### カ 貸出し

○福祉車両「鎌ヶ谷市ゆうあい号」の貸出し

車いすのまま乗降できる福祉車両リフト付きワゴン車「ゆうあい号」を貸し出します。

対象者	貸出期間	利用料
市内にお住いの身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者その他の車いすを必要とする方 ※運転者は原則、利用者が依頼した方	1回3日間以内月4回限度 ※年末年始、身体障がい者福祉センター事業に使用する日を除く	無料 ※ただし、運行に要した燃料、有料道路等は自己負担となります。また、第三者に対し生じた損害賠償の責任は利用者及び運転者の負担となる場合があります。

利用目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共機関または施設等、医療機関への通院への送迎</li> <li>・ 市または福祉団体等が主催する事業への参加</li> <li>・ スポーツ、レクレーション等の心身の健康増進を目的とするもの 等</li> </ul>
申込期間	利用希望日の30日前から前日までに(なるべく早急に)申請

利用方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 身体障がい者福祉センターに電話で車両の空状況を確認</li> <li>② 「ゆうあい号利用申請書」「誓約書」に運転者の運転免許証の写しを添付して提出(ダウンロード可)</li> <li>③ 利用後は「利用報告書」を記載し、燃料の領収書を添付して提出</li> </ol>
その他	乗車定員8人(6人(運転席含む)+車いす2台)
窓口	身体障がい者福祉センター(総合福祉保健センター5階) 電話 047-445-1543

### (3) 問い合わせ

身体障がい者福祉センター 電話：047-445-1543

## 第6 高齢者の福祉

### 1 高齢者の保険

#### (1) 後期高齢者医療制度

75歳以上の高齢者等を対象とする医療制度です。

##### ア 資格

(ア) 75歳以上の方

(イ) 65～74歳で一定の障がいのある方

(申請して広域連合から認定を受けることが必要)

一定の障がい区分：

身体障害者手帳1～3級と4級の一部の方、精神障害者保健福祉手帳1～2級の方、療育手帳(重度の区分)の方、国民年金証書1～2級(障害基礎年金等)の方

##### イ 対象となる日

(ア) 75歳の誕生日から

(イ) 広域連合から認定を受けた日から

##### ウ 市と広域連合の役割

県内の全市町村で構成する千葉県後期高齢者医療広域連合が運営主体(保険者)となり、市は、保険料の徴収や窓口業務を行います。

##### エ 保険料

被保険者全員が保険料を納めます。

保険料は、「均等割額」(43,800円)と「所得割額」(所得割率9.11%)を合計して、個人単位で計算されます。

※令和5年中の賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は、令和6年度の所得割率は8.45%が適用されます。

##### オ 所得の低い方の軽減措置

所得の低い方は、世帯の所得水準に応じて均等割額が7割、5割又は2割軽減されます。

##### カ 保険料の納め方

年金受給額が年額18万円以上の場合は、年金から天引き(特別徴収)、それ以外の場合は口座引き落とししか納入通知書により個別に納めます(普通徴収)。

また、年金から天引きの対象となる場合でも、ご希望により口座引き落としに変更することができます。

なお、鎌ヶ谷市で介護保険料が年金から天引きできない場合や、介護保険料と合わせて保険料額が年金受給額の2分の1を超える場合は、年金からの天引きの対象にはなりません。

### キ 医療費の自己負担額割合

医療費の自己負担割合は、1割、2割又は3割です。

### ク 高額療養費

1か月（同じ月内）に支払った保険診療の医療費が下記の自己負担限度額（月額）を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

自己負担の割合	適用区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
		3割	
		167,400円+(総医療費-558,000円)×1% ●多数回該当(※)の場合は93,000円	
		80,100円+(総医療費-267,000円)×1% ●多数回該当(※)の場合は44,400円	
2割	一般Ⅱ	18,000円 または、 (6,000円+(医療費-30,000円) ×10%の低い方を適用 ・年間(8月～翌年7月) 144,000円	57,600円 ●多数回該当(※)の場合は 44,400円
1割	一般Ⅰ	18,000円 ・年間(8月～翌年7月) 144,000円	
	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ	8,000円	15,000円

※多数回該当とは、直近12か月以内に3回以上世帯単位の高額療養費の該当となった場合4回目以降自己負担額が減額されることです。

窓口負担割合が2割の方は、負担を抑えるための配慮措置があります。（令和7年9月30日まで）1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます。（入院の医療費は対象外です）

### ※現役並み所得者

同じ世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる方。課税状況に応じて以下のとおり現役並み所得者Ⅲ～Ⅰの所得区分に分けられます。

- ・現役並み所得者Ⅲ…住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同じ世帯の被保険者
- ・現役並み所得者Ⅱ…住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者と、その方と同じ世帯の被保険者

- ・現役並み所得者Ⅰ…住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者と、その方と同じ世帯の被保険者

ただし、以下(ア)～(ウ)の場合は、申請により「一般Ⅱ又は一般Ⅰ」の区分と同様になります。

(ア)被保険者が一人の世帯で、その方の年収が383万円未満の場合

(イ)上記(ア)に該当しなくても、同じ世帯に70歳～74歳の方がおり、

その方と被保険者本人の年収の合計が520万円未満の場合

(ウ)世帯に被保険者が複数おり、その方々の年収の合計が520万円未満の場合

※一般Ⅱ 住民税課税所得者が28万円以上145万円未満かつ①、②の要件を満たす被保険者と、その方と同じ世帯の被保険者

① 同一世帯に被保険者が1人の場合

その方の「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上

② 同一世帯に被保険者が複数の場合

被保険者全員の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円以上

※一般Ⅰ 現役並み所得者Ⅲ～Ⅰ、一般Ⅱ、区分Ⅱ、区分Ⅰ以外の被保険者

※区分Ⅱ 世帯の全員が住民税非課税の被保険者(区分Ⅰ以外の被保険者)

※区分Ⅰ 世帯の全員が住民税非課税で、その世帯全員の個々の所得(年金収入は控除額を80万円として計算)が0円となる被保険者

#### ケ 入院時食事代一食あたり

① 現役並み所得者	490円
② 一般	
区分Ⅱ	230円
③ 区分Ⅱ (長期該当)	180円(区分Ⅱの方で過去12か月の間の入院日数が90日を超える入院の場合。適用には申請が必要。)
④ 区分Ⅰ	110円

※区分Ⅰ、Ⅱの方は、入院の際に、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要になります。

#### コ 後期高齢者健康診査

後期高齢者医療被保険者には、市内指定医療機関で年に1回無料で受診することができる「健康診査」の受診券を送付します。検査項目はP10特定健康診査に準じます。(腹囲を除く。)

#### サ 人間ドック等助成事業

後期高齢者健康診査の代わりに健康診査項目並びに貧血、心電図及び胸部エックス線検査を満たした人間ドック等を受検した方は、申請により受検費用の2分の1(上限15,000円)の助成が受けられます。

※人間ドック等受検前に市への予約が必要です。

(ア) 受検期間

6月1日から12月31日まで(申請は翌年1月31日まで)

(イ) 対象医療機関

市内・市外問わず。

(ウ) 問い合わせ

予約先 保険年金課 後期高齢者医療係 電話：047-445-1207

シ 歯科口腔健康診査

(実施期間：令和6年6月1日～令和6年12月28日)

昭和23年4月2日から昭和24年4月1日生まれの後期高齢者医療被保険者を対象「歯科口腔健康診査受診票」を送付します。

(2) 介護保険制度

要介護状態または要支援状態になった者が、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う制度です。

ア 被保険者

- ① 65歳以上の人（第1号被保険者）
- ② 40歳から64歳までの医療保険に加入している人（第2号被保険者）

イ 介護サービスが受けられる条件

- ① ねたきり、認知症などで常に介護を必要とする状態の人（要介護状態）
  - ② 要介護状態が軽く、心身機能が改善する可能性が高い人（要支援状態）
- ※第2号被保険者は、下記の「特定疾病」が原因となって介護が必要と認定された場合に限ります。

ウ 特定疾病

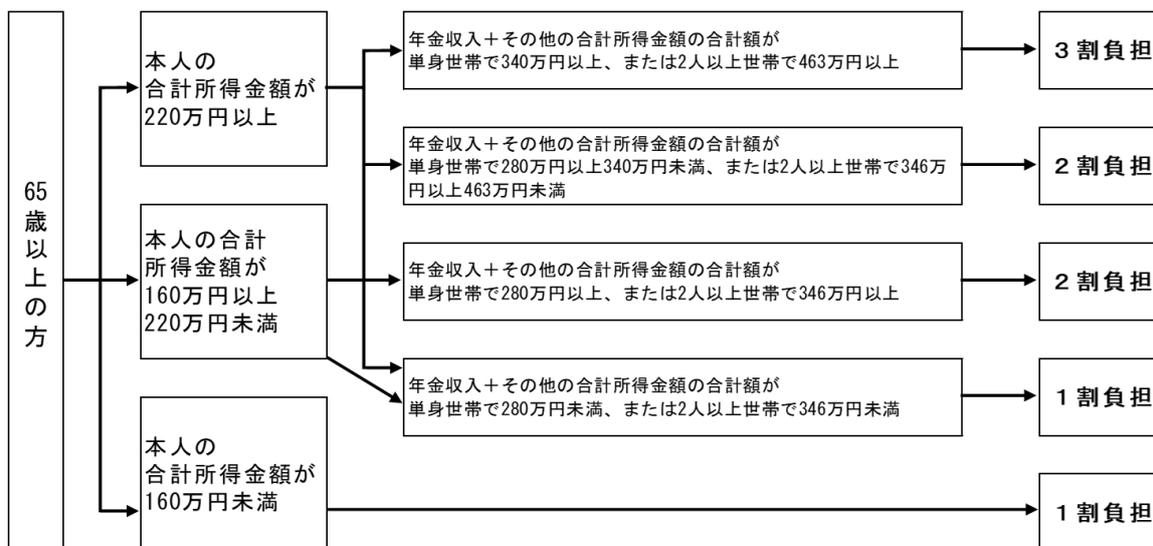
○がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。) ○筋萎縮性側索硬化症(ALS) ○後縦靭帯骨化症  
○骨折を伴う骨粗しょう症 ○多系統萎縮症 ○初老期における認知症  
○脊髄小脳変性症 ○脊柱管狭窄症 ○早老症 ○糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ○脳血管疾患 ○進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ○閉塞性動脈硬化症 ○関節リウマチ ○慢性閉塞性肺疾患 ○両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

エ 要介護認定の申請

介護サービスを利用する場合は、要介護認定の申請が必要です。

- ① 必要なもの
  - ・介護保険被保険者証（交付されている方）
  - ・健康保険の被保険者証（第2号被保険者の場合）
- ② 介護サービスを利用した場合の利用者負担  
介護サービスを利用した場合は、原則としてサービスに要した費用の1割、2割または3割を負担します。

※一定以上の所得のある人は、2割または3割負担となります。



※第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）、市民税非課税の方、生活保護受給者の方は上記にかかわらず1割負担

### オ 利用者負担の上限額

1ヶ月の利用者負担が上限額を超えた場合には、超えた金額が高額介護サービス費として支給されます。

#### 【利用者負担の上限区分】

令和3年8月1日から

利用者負担額段階区分	上限額
課税所得690万円以上 (年収約1,160万円以上)	世帯 140,100円
課税所得380万円以上690万円未満 (年収約770万円以上1,160万円未満)	世帯 93,000円
課税所得145万円以上380万円未満 (年収約383万円以上770万円未満)	世帯 44,400円
一般世帯	世帯 44,400円
市民税非課税世帯	世帯 24,600円
・市民税非課税世帯で、公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 ・老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円
生活保護受給者	世帯 15,000円 個人 15,000円

※8月から翌年7月までを1つのサイクルとし、翌年7月31日時点で判定します。

※「合計所得金額」とは、自宅の買い替え等の譲渡所得に関わる特別控除を引いた後の金額です。「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から年金の雑所得を除いた金額です。

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で介護サービス費を利用した方全員の負担の合計の上限額です。「個人」とは介護サービスを利用したご本人の負担の上限額です。

### カ 利用者負担の軽減（社会福祉法人等による利用者負担軽減制度）

市独自の低所得者の方への支援として、市や社会福祉法人が行う介護サービスに限り、申請により、利用者負担の軽減が受けられます。対象者は市民税非課税世帯の方で、次の要件のすべてに該当し、生計が困難な方として市が認定した方

- ① 世帯の年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること
- ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

対象サービスは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業で利用者負担額の25%（老齢福祉年金受給者は53%）が軽減されます。

### キ 食費、居住費（滞在費）の負担

介護保険施設に入所、入院の方及び短期入所（ショートステイ）を利用した場合は、利用者負担（1割、2割または3割）とは別に食費、居住費（ショートステイでは滞在費）を負担します。

ただし、収入の少ない方には負担限度額を設け、申請により負担が軽減されます。

※令和3年8月から負担限度額が見直されました。

- ① 居住費＝電気・ガス・水道等の光熱水費＋減価償却費  
※減価償却費は個室のみ負担
- ② 食費＝食材料費＋調理コストに相当する費用

### 【利用者負担額】

居住費、食費とも利用者負担額は施設と利用者の契約により決まります。

また、表1の利用者負担段階第1段階～第3段階に該当する方については、表2の負担限度額を利用者負担額として施設に支払います。

### 【対象者】

利用者負担段階	対象者
第1段階	市民税非課税世帯である老齢福祉年金の受給者／生活保護受給者
第2段階	世帯全員（世帯分離をしている） 本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が80万円以下 かつ、預貯金等の合計が650万円（夫婦は1,650万円）以下

第3段階(1)	配偶者を含む) が市民税非課税	本人の年金収入額+その他の 合計所得金額が80万円超 120万円以下	かつ、預貯金等の合 計が550万円(夫婦 は1,550万円)以下
第3段階(2)		本人の年金収入額+その他 の合計所得金額が120万円 超	かつ、預貯金等の合 計が500万円(夫婦 は1,500万円)以下

※非課税年金は遺族年金や障害年金などを指します。

※①年金収入等＝公的年金収入額（非課税年金含む）＋その他の合計所得金額

②市民税非課税でも、世帯分離している配偶者が市民税課税の場合は該当しません。

③65歳未満の人は、収入等に関係なく預貯金等の合計は1,000万円（夫婦の場合は2,000万円）以下。

### 【居住費の1日あたりの負担限度額】

※ショートステイを利用した場合は、（ ）内の金額になります。 令和6年8月1日から

利用者 負担段階	居住費の1日あたりの負担限度額					食事の負担 限度額
	ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室		多床室	
			特別養護老人 ホーム	老人保健施設		
第1段階	880円	550円	380円	550円	0円	300円
第2段階	880円	550円	480円	550円	430円	390円 (600円)
第3段階 (1)	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	650円 (1,000円)
第3段階 (2)	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	1,360円 (1,300円)

### ク 在宅サービスにおける支給限度額

在宅サービスは、要介護状態区分ごとに、介護保険で利用できる上限額（支給限度額）が決まっています。

要介護状態の区分	居宅サービスの支給限度額（1ヶ月）
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※支給限度額の特例として、上記の金額に要介護1の場合8,800円、要介護2の場合10,560円が上乘せされます。上乘せ額は訪問介護のみ利用できます。

※上記の支給限度額は標準的な場合で地域差は勘案されていません。

## ケ 在宅サービス

要介護・要支援と認定された方が利用できますが、要介護と要支援の方ではメニューが同じでも内容が異なります。

要支援の方は、生活機能の低下を防ぐ観点から、予防中心の内容となります。

1	訪問介護（ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄の介助や、炊事、掃除、洗濯といった家事など日常生活の手助けを行います。
2	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	入浴が困難なねたきりの要介護者等の家庭を、入浴設備や簡易浴槽を積んだ入浴車などで訪問し、入浴介助を行います。
3	訪問看護・介護予防訪問看護	訪問看護ステーションの看護師などが家庭を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
4	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション（機能訓練）を行います。
5	通所介護（デイサービス）	デイサービスセンター（日帰り介護施設）などに通い、食事、入浴の提供や、日常動作訓練などが受けられます。
6	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	介護老人保健施設、病院、診療所などに通い、できる限り自立した日常生活を送るためのリハビリテーションを受けることができます。
7	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所し、入浴、排泄、食事などの日常生活上の介護を受けます。
	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設（老人保健施設）などに短期間入所し、医学的な管理のもとで介護を受けます。
8	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。
9	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）などに入居している要介護者等に、食事、入浴、排泄の介助や機能訓練、療養上の世話などのサービスを介護保険で受け取ることができます。
10	福祉用具の貸与・介護予防福祉用具の貸与	日常生活の自立を助ける福祉用具をレンタルします。
	＜福祉用具貸与の対象となる用具の種類＞	
	要介護 1～5 ■特殊寝台 ■特殊寝台付属品（マットレスなど） ■床ずれ防止用具（エアーマットなど） ■車いす ■車いす付属品 ■手すり（取付に際し工事が伴うものは対象外） ■歩行器 ■歩行補助つえ ■体位変換器 ■移動用リフト ■スロープ（取付に際し工事が伴うものは対象外） ■認知症老人徘徊感知機器 ■自動排泄処理装置	
要支援 1・2		■手すり（取付に際し工事が伴うものは対象外） ■スロープ（取付に際し工事が伴うものは除く） ■歩行器 ■歩行補助つえ

	<p>※要介護1、要支援1・2の人は、利用できる品目が限られます。以下の用具については、必要と認められた場合のみ利用できます。</p> <p>■特殊寝台■特殊寝台付属品■床ずれ防止用具■車いす■車いす付属品■体位変換器■認知症老人徘徊感知機器■移動用リフト■自動排泄処理装置</p> <p>次の福祉用具は、利用方法（借りる又は購入）を選択できます。</p> <p>■固定用スロープ ■歩行器（歩行車を除く） ■単点杖（松葉杖を除く） ■多点杖</p>	
11	<p>特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売 (福祉用具購入費の支給)</p>	<p>入浴や排泄などの貸与になじまない用具については、指定された事業者から購入した場合、購入費（4月1日から翌年3月31日の同一年度で上限10万円）の一部を支給します。</p> <p>&lt;福祉用具購入費の支給対象となる用具の種類&gt;</p> <p>■腰掛便座■入浴補助用具■簡易浴槽■移動用リフトのつり具■自動排泄処理装置の交換可能部品■排泄予測支援機器</p>
12	<p>住宅改修費の支給・介護予防住宅改修費の支給</p>	<p>要介護者等が住む住居の段差の解消、廊下や階段に手すりを付けるといった小規模な改修に対して、費用（上限20万円）の一部を支給します。</p> <p>支給を受けるには、改修を行う前に事前申請が必要になりますので、詳しくはお問い合わせください。</p> <p>&lt;住宅改修費の支給対象となる改修の内容&gt;</p> <p>■手すりの取付け■段差の解消■滑り防止、移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更■引き戸などへの扉の取り替え■洋式便器などへの便器の取り替え ■これらの改修に付帯して必要となる住宅改修</p>

### コ 地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を継続するために、地域の実情に合わせて整備されます。市がサービス事業者の指定を行います。

※原則として他市区町村のサービスは利用できません。

1	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりのサービスを組み合わせて多機能的なサービスを提供します。
2	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。
3	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。
4	夜間対応型訪問介護	24時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。
5	地域密着型通所介護	定員18名以下のデイサービスセンター（日帰り介護施設）などに通い、食事、入浴の提供や、日常動作訓練などが受けられます。
6	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

7	地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどの特定施設のうち、定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。
8	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中や夜間を通じて、ホームヘルパーなどが定期的に家庭を巡回したり、連絡のあった家庭を訪問したりして、介護や身のまわりの世話をを行うとともに、看護師などが家庭を訪問して療養上の世話や診療の補助などを行います。
9	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊りのサービスのほか、看護師などが家庭を訪問して、療養上の世話や診療の補助などを行います。

※（介護予防）認知症対応型通所介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護は、鎌ヶ谷市では実施していません。

### サ 施設サービス

要介護と認定された方が利用できます。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

1	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排泄などの日常生活介護や健康管理などを受けることができます。
2	介護老人保健施設（老人保健施設）	病状が安定し、治療よりは看護や介護に重点を置いたケアが必要な人が入所します。医学的管理のもとでの介護、機能訓練や日常生活上の世話などを受けることができます。
3	介護医療院（療養病床など）	急性期の治療が終わり、医学的管理のもとで長期の療養を必要とする人が入所します。

### シ 特別給付サービス

要介護・要支援と認定された人が利用できます。

1	訪問理美容サービス	外出が困難な要介護者等が、自宅において理容のサービスを受けた場合の訪問にかかる費用について、1月に1回を限度として保険から給付します。
2	介助移送サービス	外出の際、介助を必要とする要介護者等が介助移送タクシーを利用した場合の介助にかかる費用について、保険から給付します。

## （3）高額医療・高額介護合算制度

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で、1年間の医療保険と介護保険との自己負担額合計が、下表の自己負担限度額を超えた場合、その

超えた額が「高額介護合算療養費」（介護保険では「高額介護合算介護（介護予防）サービス費」といいます。）として支給されます。

自己負担額は、原則として、介護サービスや医療行為を利用した際に支払う金額のことで、食費や差額ベッド代、居住費（滞在費）などは支給の対象とはなりません。

【利用者負担限度額（年額） 8月～翌年7月】

所得区分(住民税課税所得)	70歳以上の人
現役並み所得者Ⅲ(690万以上)	212万円
現役並み所得者Ⅱ(380万円以上690万円未満)	141万円
現役並み所得Ⅰ(145万円以上380万円未満)	67万円
一般	56万円
区分Ⅱ	31万円
区分Ⅰ	19万円

所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	34万円

- (1) 医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある世帯が対象です。
- (2) 計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12ヶ月です。
- (3) この支給を受けるためには申請が必要です。

**(4) 介護予防・日常生活支援総合事業**

要支援1又は要支援2の方が利用する介護予防給付のうち、訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）については、全国一律の基準によるサービスから地域の特性に応じた住民主体の通いの場など、多様な社会資源を活用しながら、さまざまな支え合う仕組みが利用できるようにサービスなどを提供する介護予防・日常生活支援総合事業に移行しました。

(1) 対象者

要支援認定（要支援1又は要支援2）を受けた方、または基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方

(2) 利用手続き

高齢者支援課又は地域包括支援センターにご相談ください。

(3) 提供されるサービス

ア 現行相当の訪問及び通所サービス

※従来の介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）及び介護予防通所介護（デイサ

ービス)です。

サービス内容及び利用料は今までと同様です。

イ 緩和した基準による多様なサービス

※身体介護を伴わない、掃除や洗濯などの生活援助です。

## **2 一般高齢者対策**

### **(1) 敬老祝金支給事業**

長寿を祝し、88歳、99歳以上の方に敬老祝金(10,000円)を支給します。対象の方には市から通知します。

ア 対象

88歳、99歳以上となる年度(前年の9月2日~当該年度の9月1日に対象年齢となる人)の9月1日に、住民基本台帳に3ヶ月以上記載されている方

### **(2) 結婚50周年記念品贈呈事業**

結婚50年目にあたる金婚式を迎えたご夫婦に、記念品を贈呈します。

### **(3) はり・きゅう・マッサージ等施術料助成事業**

高齢者の健康の保持と経済的負担の軽減を図るため、満65歳以上の方に1枚500円の助成券を交付しています。交付枚数は最大12枚で申請月により異なります。

### **(4) 老人クラブ**

同じ地域に住むおおむね60歳以上の方がクラブを作り、教養の向上、健康の増進、地域社会との交流を深めることを目的に活動しています。

ア 地域活動・福祉活動・スポーツ活動等をしています。

イ 概ね60歳以上の方が老人クラブに入会できます。

ウ 問い合わせ先 鎌ヶ谷市老人クラブ連合会事務局(047-445-1375)

### **(5) 社会福祉センター**

市民が健康で明るい生活ができるように、生活や健康などの各種相談に応ずるとともに、高齢者の教養の向上、健康増進のための教室を開催しています。

また、文化祭を開催し、作品を展示しています。

ア 所在地

初富 802-116

イ 利用資格

市内居住の方が原則です。

ウ 料金

市内在住利用者又は市外在住利用者で市長が特に認めた方は無料です。

市外在住利用者は一人300円です。

エ 問い合わせ先

社会福祉センター 電話：047-444-0121

**(6) 老人憩の家設置事業**

高齢者の親睦と交流の場として利用できるよう、憩の家を指定しています。

(108ページの■印参照)

	名称	住所
■ 1	北初富第3自治会館	初富221-1
■ 2	くぬぎ山自治会館	くぬぎ山2-1-8
■ 3	佐津間自治会館	南佐津間12-15
■ 4	北初富第5自治会館	初富102-207
■ 5	はっぴ〜	鎌ヶ谷5-13-43
■ 6	ふれあい処	西道野辺10-28-5
■ 7	富岡自治会	富岡2-11-10 ベルドミール富岡103号室
■ 8	みんなの居場所	鎌ヶ谷8-2-3-2
■ 9	夢生庵	東道野辺7-4-14

ア 利用方法

利用を希望する憩の家へ直接申込みください。

イ 利用料

無料です。

**(7) 行事関係**

**ア グラウンドゴルフ、ゲートボール、ペタンク大会**

- ①主催 老人クラブ連合会
- ②目的 高齢者の健康の保持増進と交流を図るために開催します。
- ③内容 個人賞・団体賞を競います。
- ④申込先 老人クラブ連合会（高齢者支援課内）

**イ 長寿大運動会**

- ①主催 教育委員会

- ②目的 高齢者に運動する機会を提供し、身体を動かす楽しさと健康の尊さを味わってもらうために開催します。
- ③内容 例年10月に福太郎アリーナで開催します。
- ④申込先 文化・スポーツ課

#### ウ 芸能交流大会

- ①主催 老人クラブ連合会
- ②目的 民謡・民舞などの演芸を通じ、高齢者の交流を図るために開催します。
- ③内容 日頃の歌と踊りの成果を競います。
- ④申込先 老人クラブ連合会（高齢者支援課内）

#### エ 社会福祉センター文化祭

- ①主催 社会福祉センター
- ②目的 作品展示などを通じ文化の向上と高齢者の生きがいづくりを推進するため開催します。
- ③参加資格 どなたでも
- ④場所 社会福祉センター
- ⑤時期 毎年11月中旬

### (8) 高齢者生涯学習

#### ア 生涯大学校（県）

生涯学習として高齢者の余暇の有効な利用を促進し、生きがいを高めるため、県内5ヶ所に大学が設置され、教養・娯楽・レクリエーションのための各種講座を開講しています。

- ① 参加資格 原則60歳以上の方
- ②問い合わせ先 千葉県生涯大学校事務局 電話：043-266-4705

#### イ 成人講座（市）

生涯学習として、生涯学習推進センター（まなびいプラザ）や各公民館等で健康、教養、社会参加などの講座を開講しています。

- ①対象者 60歳以上の方

名称	場所
いきいき倶楽部	東初富公民館
東部シニア倶楽部	東部学習センター
北部シルバーカレッジ	北部公民館
南部シルバーセミナー	南部公民館
その他	生涯学習推進センター、各公民館

### (9) シルバー人材センター

企業や一般家庭、市役所からの臨時的・短期的な仕事を、会員に斡旋します。

ア 斡旋する仕事の内容

除草、障子、襖張り、簡単な大工仕事、庭の清掃、自転車駐車場の整理、市の施設の清掃など

イ 入会方法

市内在住の元気で働く意欲のある60歳以上の方で、直接シルバー人材センターへ申し込みください。

電話：047-443-4145

**(10) シニア身分証**

市内に居住する60歳以上で、氏名・年齢等の記入された身分証を希望する方に発行します。

写真（縦2.5cm×横2cm）が必要となります。

**(11) 給食サービス事業**

食生活の改善及び健康増進を図り、併せて安否の確認を目的として、昼・夕食を週2回配達します。

ア 対象

65歳以上のひとり暮らしの者及び調理困難な高齢者世帯  
低栄養の高齢者

イ 費用

一食500円（夕食）、400円（昼食）

低栄養者及び生活保護世帯については250円（夕食）、200円（昼食）

**3 要援護者高齢者対策【在宅福祉】**

**(1) 紙おむつ給付事業**

紙おむつを給付します。

ア 対象者

要介護3以上の在宅高齢者で常時紙おむつを使用している方

イ 配布枚数

次のいずれかひとつを選択（申請月によって配布枚数が異なります。）

フラット型		年間	300枚内
シート型		年間	720枚内
テープ止め	S	年間	240枚内
	M	年間	216枚内

	L	年間	180枚内
	XL	年間	168枚内
尿取りパット	普通	年間	996枚内
	大	年間	420枚内
はくパンツ型	S	年間	216枚内
	M	年間	204枚内
	L	年間	180枚内
	LL	年間	156枚内

#### ウ 配布方法

年6回宅配します。(5月、7月、9月、11月、1月、3月)

#### エ 手続

申請書により申請します。

### **(2) 家族介護介護用品支給事業**

要介護者を介護している家族に、介護用品を支給することで、介護する者の身体的及び経済的負担の軽減を図ります。

#### ア 対象者

要介護4又は5に認定された方を同一家庭内で介護している、市民税非課税世帯の家族

#### イ 介護用品の種類

紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプー、防水シートなど

#### ウ 手続

申請書により申請します。

### **(3) 寝具乾燥等サービス事業**

ねたきりの高齢者などに寝具類等の衛生管理のため、寝具類等の水洗い、乾燥、消毒、殺菌又は脱臭のサービスを行います。

#### ア 対象者

6ヶ月以上臥床又は認知症状により失禁等があり、常時他の者の介護を必要とする65歳以上の方及びひとり暮らしで寝具乾燥等に介護支援が必要な65歳以上の方。

#### イ 実施方法

- ① 水洗い年2回
- ② 乾燥、消毒、殺菌及び脱臭は月1回

#### ウ 利用者負担

あり(非課税世帯無料)

#### エ 手続

申請書により申請します。

#### **(4) 緊急通報システム事業**

ひとり暮らしや高齢者宅に緊急通報用装置一式を貸与し、緊急時にペンダント式ボタンを押すと、警備会社の緊急要員、地域の協力員又は必要に応じ救急車がかけつけます。

##### **ア 対象者**

ひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯、日中独居となる高齢者で、心臓疾患等の慢性疾患があり日常生活上注意を要する方、又は緊急時に自ら適切な行動をとることが困難な方。

##### **イ 利用者負担**

あり（非課税世帯かつ心臓疾患等の慢性疾患ありの人は無料）

#### **(5) 高齢者緊急一時保護事業**

ねたきり及び認知症高齢者を除く一般高齢者が家庭の疾病や冠婚葬祭等により、居宅での生活が困難となった場合に、一時的に養護老人ホームに入所して、支援をします。

##### **ア 期間**

原則として7日以内

##### **イ 費用**

1日1, 445円

#### **(6) 生活相談指導事業**

高齢者の日常生活に対する指導支援を行い、要介護状態への進行を予防すること及び要介護者の介護に必要な指導を行います。

##### **ア 対象者**

在宅で介護をしている家族

##### **イ 費用**

無料

##### **ウ 手続**

高齢者支援課 地域包括支援係へ申し出

#### **(7) 地域包括支援センター**

地域包括支援センターは、地域の高齢者の保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な相談・支援を包括的に行う中核機関です。保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の各専門職が配置され、地域のネットワークを形成し、地域ケアを推進していくための窓口です。

1. 高齢者の生活や介護に関する相談をお受けします。
2. 介護保険を利用する場合、要支援1・要支援2に認定された方の担当になります。

ア 費用

無料

イ 名称等

- ①西部地域包括支援センター（中央地区・西部地区担当）  
鎌ケ谷市初富125-1 介護老人保健施設シルバーケア鎌ケ谷内  
電話：047-441-2007
- ②南部地域包括支援センター（東部地区・南部地区担当）  
鎌ケ谷市西道野辺10-28-101 鎌ケ谷グリーンハイツ内  
電話：047-441-7370
- ③初富地域包括支援センター（中央東地区・北部地区担当）  
鎌ケ谷市初富114 初富保健病院内  
電話：047-446-7873
- ④基幹型地域包括支援センター  
鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1 鎌ケ谷市役所高齢者支援課内  
電話：047-445-1384

## （8）高齢者すみよい住まいづくり助成事業

在宅生活のため住居の一部を改造する必要がある高齢者に対し、その改造費用の一部を助成します。

ア 対象者

本市に住所を有する筋力低下が予想される虚弱高齢者。

ただし、対象者及びその者の属する世帯の者が前年分の市県民税が非課税の者に限ります。

イ 助成範囲

手すりの設置に要する費用

ウ 助成額

住宅改造費用の1/2の額とし、対象者1人につき50,000円を限度として助成します。

## （9）外出支援サービス事業

スロープ付き車いす移送用車両を貸し付け、高齢者等の外出を支援し自立と生活の質の確保を図ります。

ア 対象者

概ね65歳以上で車いすでの移動が必要な方

イ 運転する人

家族など。ただし、事業として行う者は除く。

ウ 利用目的

通院、公共機関への送迎、市、福祉団体が行う事業への参加など

エ 利用期間等

1回につき4日以内、貸し出しは月曜日～金曜日の9時～16時  
ただし祝祭日、年末年始は除く。

オ 利用料

無料（燃料費は自己負担）

カ 手続

利用申請書により申請します。

### （10）徘徊高齢者位置情報提供サービス事業

認知症の高齢者が徘徊等により所在不明となったとき、現在位置をある範囲で特定し、情報を提供するサービスを行います。

ア 対象者

在宅の要介護者等で、徘徊のみられる方

イ 実施内容

位置検索システム端末機を貸出し、24時間体制で位置情報の提供をします。

ウ 利用料

月額500円（非課税世帯は無料）

エ 手続

誓約書を添付して申請します。

### （11）認知症高齢者見守りシール交付事業

認知症の高齢者が徘徊等のおそれがあるとき、QRコード付きの見守りシールを、対象者1人につき30枚（初回無料、2回目以降は有料）を交付します。

### （12）オレンジカフェ

月1～2回開催している、認知症の方とその家族、地域住民の方々など、誰でも参加できる認知症カフェです。参加者同士での団らんや情報交換の他、専門職が参加しているので、

認知症で心配なことや介護に関する悩みなどの相談が出来ます。カフェの開催日以外に、個別相談が出来る日もあります。

**【実施場所】**

名称	場所
オレンジカフェ はつとみ	初富保健病院
オレンジカフェ リーベン鎌ヶ谷	リーベン鎌ヶ谷
オレンジカフェ さつまの里	特別養護老人ホームさつまの里 はもれびクリニック コノハベース

**(13) 介護者のつどい**

寝たきりや認知症の高齢者等を在宅で介護している方を対象に、少しでも日頃の介護疲れを癒し、また同じ悩みや経験を持つ方々と交流することで今後の介護の励みにしてもらうことを目的として、社会福祉協議会と共催で実施しています。(一部参加者負担あり)

**(14) 談話室事業**

日常生活は概ね自立しているが、何らかの要因で外出の機会が少なく家に閉じこもりがちな方に対して社会参加の場を提供しています。

**【実施場所】**

名称	場所
中沢談話室	中沢自治会館
東中沢談話室	東中沢自治会館
鎌ヶ谷橋地区談話室	鎌ヶ谷橋自治会館
あさか会	北部公民館
「ティタイム」談話室	鎌ヶ谷コミュニティセンター
フライデスマイル談話室	道野辺中央コミュニティセンター
マンデスマイル談話室	南初富コミュニティセンター
セントラルスマイル談話室	中央公民館
サンデスマイル談話室	鎌ヶ谷市立第二中学校コミュニティルーム
カナリア談話室	コーポラス鎌ヶ谷集会所

(費用 材料費等の実費負担あり)

**(15) 高齢者福祉電話貸与事業**

ひとり暮らしの高齢者など日頃から近隣との交流の少ない世帯に老人福祉電話を貸与し、安否の確認等に寄与します。

**ア 対象者**

65歳以上の者が単身で生活し養護を必要とする世帯、もしくは世帯全員が65歳以上で養護を必要とする世帯

## イ 費用

市内通話で30度数（300円）を超える分のみ本人負担

### （16）家族介護慰労金支給事業

介護保険法に基づく要介護状態区分が要介護4又は5に認定されている65歳以上の方を、1年以上現に介護している介護者に年間10万円を支給します。

#### ア 対象者

- ①要介護高齢者及び介護者が、市県民税非課税世帯に属していること。
- ②介護保険サービス（年間7日までの短期入所を除く）の利用や90日以上入院がないこと。

### （17）障害者控除対象者の認定

障害者手帳を交付されていなくても条件を満たす方に、障がい者に準ずる者として確定申告などの際に一定の金額の控除を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

#### ア 対象者

65歳以上で、該当年の12月31日現在において要介護又は要支援の認定を受けており、主治医意見書及び訪問調査結果において日常生活自立度が低い方

#### イ 手続

該当年の12月31日以降に申請

### （18）高齢者相談（千葉県）

高齢者の心配事、悩み事に対する一般相談及び相談窓口の紹介をします。

#### ア 電話

電話番号：043-221-3020

#### イ 窓口

千葉県庁 高齢者福祉課 相談員

### （19）認知症疾患医療センター

認知症疾患に関する鑑別診断や専門医療相談等、地域において認知症の進行予防から地域生活の維持までの必要な医療を提供します。

二次医療園	病院名	所在地	医療相談 電話番号	相談受付時間等
東葛南部	八千代病院	〒276-0021	047-488-2071	月～金曜日

		八千代市下高野 549		9時～16時 (祝祭日、年末年始除く)
	千葉病院	〒274-0822 船橋市飯山満町 2-508	047-496-2255	月～水曜日、 金～土曜日 9時～16時30分 (祝日、年末年始、創立記念日除く)

#### **4 要援護者高齢者対策【施設福祉】**

##### **(1) 養護老人ホーム**

経済的事情などにより居宅で生活することの困難な高齢者が入所する施設で、日常生活のお世話をするほか趣味のサークルなど生きがいに努めています。

###### **ア 対象者**

概ね65歳以上の高齢者で自分の身のまわりのことができる者、世帯全員が市民税非課税であること。

###### **イ 費用**

所得に応じて、本人並びに扶養義務者から負担金を徴収します。

##### **(2) 軽費老人ホーム**

高齢者を低額な料金でお世話する施設で健康には特に留意するほか、趣味のサークルなど生きがいに努めています。

###### **ア 対象者**

概ね60歳以上の高齢者で健康な者

###### **イ 費用**

約月額50,000円～120,000円

(本人の課税額及び入所する施設によって異なります。)

###### **ウ 手続**

直接軽費老人ホームへ行って手続きをします。

##### **(3) 有料老人ホーム**

所得が比較的高い一般の高齢者を対象として、給食その他日常生活上必要なお世話をする施設で、費用は全額個人負担です。

※特定施設の指定を受けた施設は、介護保険の適用があります。

## 第7 生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活に困窮されている方（生活保護を受給されている方は除く。）に対して、どのような支援が必要かを一緒に考え、支援員が寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

### 1 自立相談支援事業

「生活に困っている」、「仕事が見つからない」、「家賃を払えない」など、生活にお困りごとや不安を抱えている場合は、社会福祉課の「生活支援相談窓口」にご相談ください。

支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、相談者に寄り添いながら、自立に向けた支援を行います。支援プランにそって、相談者への就労支援や就労準備支援事業の利用、家計改善支援事業などを行います。

### 2 住居確保給付金の支給

離職や自営業の廃止、個人の責めに帰すべき理由・都合によらない就業機会の減少により、経済的に困窮し、住居を失った方または失うおそれのある方を対象として、就職に向けた活動などを行うことを条件に、3カ月（一定の要件を満たす場合は最大9ヶ月まで延長可能）、家賃相当分（上限あり）の給付金を支給します。なお、持ち家の方は、対象外となります。

給付金の申請に当たり、就職または自立に向けた活動の要件、収入及び資産の要件などの条件があります。また、住居確保給付金の支給額も、世帯の人数、世帯の収入額により異なりますので、社会福祉課「生活支援相談窓口」までお問い合わせいただき、事前にご確認ください。

### 3 就労準備支援事業

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」、「生活リズムの乱れ」などの課題を抱え、公共職業安定所等の職業紹介、職業訓練の利用によって、直ぐに就職が困難な方に対して、就労準備支援プログラムを作成し、就労に向けた支援、就労体験の機会の提供を行います。支援方法として、講座を実施します。

収入及び資産などの条件がありますので、社会福祉課「生活支援相談窓口」までお問い合わせいただき、ご確認ください。

#### **4 家計改善支援事業**

家計の収支のバランスが崩れ、家賃、税金、公共料金等を滞納したり、多重（過剰）債務を抱え、返済が困難となっている方に対して、家計状況を「見える化」して課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた家計再生プランを作成し、支援員と一緒に取り組み、必要に応じ関係機関へのつなぎ、早期の生活再生を支援します。

#### **5 こどもの学習・生活支援事業**

生活困窮世帯等の小学生（４年生以上）及び中学生に基礎学力の向上のための学習支援、高等学校進学に向けての進学相談、日常生活に関する相談支援を行います。学習支援は、学習支援教室として、原則毎週月曜日に開催します。

事業の利用対象者、利用方法、詳細な内容等は、社会福祉課「生活支援相談窓口」までお問い合わせください。

#### **6 問い合わせ**

社会福祉課「生活支援相談窓口」電 話：０４７－４４５－１２６６

FAX：０４７－４４５－２１１３

E-Mail：seikatusien@city.kamagaya.chiba.jp

## 第8 生活保護事業

生活保護法に基づき生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低生活の維持と自立助長を図ります。

### 1 保護の判定

保護を受けるとき、その前提要件として、資産・能力を活用し、さらに私的扶養、他の法律による給付を優先して活用し、それでもなおかつ生活に困窮する場合にはじめて保護が行われます。

要否の判定は、厚生労働省が決めた保護基準と保護を受けようとする家庭の得ている収入との対比によって決められます。

### 2 生活保護の種類

生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類があります。

(1) 生活扶助	日常生活の需要を満たすために必要なもので、衣食費、移送費などの扶助
(2) 住宅扶助	生活に困窮している方が家賃、間代、地代等を支払う必要があるとき、及び補修その他住宅を維持する必要があるときに行われる扶助
(3) 教育扶助	生活に困窮する家庭の児童・生徒が義務教育を受けるのに必要な扶助
(4) 医療扶助	生活に困窮している方が、けがや病気で医療を必要とするときに行われる扶助
(5) 介護扶助	困窮のため最低限度の生活を維持できない要介護者及び要支援者に対して行われる扶助
(6) 出産扶助	生活に困窮している方が出産するときに行われる扶助
(7) 生業扶助	ア 生業費、技能習得費、就職支度費 生業に必要な資金、器具や資料を購入する費用又は技能を習得するための費用若しくは就労のための費用等を必要とするときに行われる扶助 イ 高等学校等就学費 高等学校に就学し卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に支給されます。
(8) 葬祭扶助	生活に困窮している方が葬祭を行う必要があるときに行われる扶助

### 3 保護の申請

保護は原則としてこれを受けようとする方の申請によって開始されますが、特に急迫した状態にある方に対しては、職権で保護を開始することができます。

#### **4 保護の決定**

福祉事務所は、生活に困窮している方から申請を受け、その家庭をケースワーカーが訪問して実状を調査したうえ、その家庭の収入を認定し、保護の基準額に対する不足分について保護を行います。

なお、実態調査に際しては必要に応じて民生委員の協力を必要とします。

#### **5 加算**

生活保護基準には、保護を受ける世帯の状況に応じて、各種の加算をつけることが認められます。

- (1) 妊産婦加算
- (2) 障害者加算
- (3) 在宅患者加算
- (4) 児童養育加算
- (5) 母子加算
- (6) 介護保険料加算
- (7) 介護施設入所者加算
- (8) 放射線障害者加算

#### **6 勤労控除**

収入を認定する際には、収入の全部が認定されるのではなく、働いて得た収入については一定の範囲内で控除が認められます。

#### **7 就労自立給付金**

就労により生活保護から脱却すると税・社会保険料等の負担が生じるため、保護受給中の就労収入のうち収入認定された金額の範囲内で、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給する制度です。

#### **8 進学・就職準備給付金**

生活保護世帯の子どもに対し、大学等への進学または、高校等卒業後の就職への支援を図ることを目的として、大学等に進学した方または、高校等卒業後に就職する方に対して新生活の立ち上げ費用として支給する制度です。

#### **9 指定医療機関**

医療を必要とする被保護者を診察、治療及び看護をする医療機関は、厚生労働大臣又は知事の指定した医療機関となり、未指定の医療機関では受診はできません。

## **10 介護扶助指定介護機関**

介護を必要とする被保護者の介護サービスを行う介護機関は、知事の指定した介護機関となり、未指定の介護機関ではサービス利用はできません。

## **11 非課税その他の減免**

生活保護を受けている家庭については、税金その他減免措置があります。

- (1) 市県民税の非課税
- (2) 固定資産税、都市計画税の減免
- (3) 心身障害者扶養共済制度掛金の免除
- (4) 国民年金保険料の免除
- (5) NHK受信料の免除
- (6) 水道・下水道料金の減免
- (7) くみ取り料の減免、粗大ごみ処理手数料の減免
- (8) JR通勤定期乗車券の特別割引

## **12 法外援護事業**

生活保護法による保護を受けている者に対し、鎌ヶ谷市が単独で必要な援護を行い、経済的負担を軽減し、世帯の自立助長を図ります。

- (1) 家賃契約時・更新時火災保険料助成

住居の賃貸借契約を締結又は更新する際、被保護者が負担できない場合又は扶養義務者からの援助がない場合は、火災保険料を助成します。

## **13 問い合わせ**

社会福祉課保護第一係・保護第二係 電話：047-445-1298

## 第9 戦没者の遺族・戦傷病者等の援護

(恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法)

国家補償の精神に基づき、公務に関連して負傷し、もしくは疾病にかかった旧軍人、旧軍属等であった方、又はこれらの方の遺族を援護します。

### 1 恩給法による援護(旧軍人)

(1) 傷病恩給(増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給)

旧軍人で、公務傷病等により障がいをもつこととなった方へ傷病恩給が支給されます。

(2) 公務扶助料、増加非公死扶助料、特例扶助料

旧軍人・旧準軍人で傷病恩給受給者の遺族へ支給されます。

(3) 問い合わせ

総務省人事・恩給局 電話：03-5273-1400 (恩給電話相談)

受付は、月曜日から金曜日まで(休日を除く)の午前9時から午後5時までです。

※ご相談のときには、恩給証書の記号番号を伺っています。

[onkyusoudan@soumu.go.jp](mailto:onkyusoudan@soumu.go.jp) (恩給メール相談)

※恩給受給者に関するご相談は、恩給受給者の証書記号番号・氏名・生年月日の記載をお願いします。

### 2 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

(1) 障害年金、障害一時金

旧軍属、旧準軍属で、公務傷病等により障がいをもつこととなった方へ障害年金・障害一時金が支給されます。

(2) 遺族年金、遺族給与金

公務傷病により障害年金等を受けていた旧軍属・旧準軍属の遺族へ遺族年金、遺族給与金が支給されます。

(3) 弔慰金

昭和12年7月7日の日華事変以後に公務傷病等にかかり、昭和16年12月8日の太平洋戦争開始以後に死亡した旧軍属及び旧準軍属の遺族に支給されます。

(4) 問い合わせ

厚生労働省社会・援護局 電話：03-5253-1111 (代表)

### **3 戦傷病者特別援護法による援護**

戦傷病者特別援護法による援護措置は、戦傷病者手帳が交付されている方に対して適用されます。

#### (1) 援護の種類と内容

- ア 療養の給付
- イ 療養手当の支給
- ウ 葬祭費の支給
- エ 補装具の支給及び修理
- オ JR線の乗車（船）券引換証の交付

#### (2) 問い合わせ

厚生労働省社会・援護局 電話：03-5253-1111（代表）

### **4 戦傷病者等の妻に対する援護、戦没者等の遺族に対する援護（各種特別給付金法及び特別弔慰金支給法に基づく援護）**

#### (1) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金

公務傷病等により障がいをもつこととなった軍人軍属等の日常生活上の介護及び看護、家庭の維持等のために払ってきた戦傷病者の妻の特別な精神痛苦に対して、国として特別な慰藉をするために特別給付金国庫債券が支給されます。

#### (2) 戦没者等の妻に対する特別給付金

満州事変（昭和6年9月18日）以降の戦争において、軍人軍属等として公務上又は勤務に関連した傷病により死亡した者の妻に、夫を失ったことによる精神的痛苦を緩和するため、残された妻に対し記名国債で特別給付金国庫債券が支給されます。

#### (3) 戦没者の父母等に対する特別給付金

満州事変（昭和6年9月18日）以降の戦争において、軍人軍属等としての公務等により最後の子又は孫を亡くされた父母等の皆様に特別給付金国庫債券が支給されます。

#### (4) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

満州事変（昭和6年9月18日）以降の戦争において、軍人軍属等としての公務等により死亡した戦没者等の遺族の方で、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する方がいない場合に当該戦没者等の遺族に対し、特別弔慰金国庫債券が支給されます。

#### (5) 問い合わせ

千葉県庁健康福祉部健康福祉指導課援護班 電話：043-223-2346

### **5 国債の担保貸付及び特別買上償還**

戦没者等の妻及び父母等に対する特別給付金、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等、国債の担保貸付及び買上償還が行われています。条件については、次のとおりです。

(1) 担保貸付

国債記名者が事業資金を必要とすること。

(2) 特別買上償還

生活保護法に規定する保護を受けている者、又は生活保護を受けていないが著しく生活に困窮している者で、福祉事務所長が保護を要する状態に陥る恐れがあると認めた者であること。

(3) 問い合わせ

社会福祉課社会福祉係 電話：047-445-1286

## **6 中国帰国者等の援護**

(1) 帰国者援護（永住・一時帰国者）

中国からの帰国者等に対し、空港等に出迎えをし、旅費等が支給されます。永住帰国者に対しては、さらに自立支度金等が支給されます。

(2) 帰国者生活支援等

生活習慣・社会制度の異なる中国から引き揚げた帰国者が、日本での円滑な社会生活を営むことができるよう諸問題の相談に応じ、必要な助言・指導を行っています。

ア 支援給付の種類

生活費、住宅費、医療費、介護費用等が必要な場合に生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、配偶者支援金等を支給します。

イ 問い合わせ

社会福祉課保護第一係・保護第二係 電話：047-445-1298

(3) 地域生活支援事業

中国残留邦人等とその配偶者及び2世・3世の方々が地域社会の一員として生き生きと暮らすことができるよう、次のような事業を実施しています。

ア 日本語教室

日本語を学習する機会を提供し、目標に向けて学習の支援や助言をします。

イ 自立支援通訳の派遣等

言葉の問題や生活習慣等の違いなどから、日常生活上の様々な困難を抱えている方々に対し、相談や助言、通訳の派遣、健康相談を行います。

(4) 問い合わせ

社会福祉課社会福祉係 電話：047-445-1286

## **7 原子爆弾被爆者見舞金**

(1) 内容 原子爆弾の投下により被爆した方の健康の保持及び増進並びに福祉の向上に資するため支給するものです。

(2) 支給対象者

基準日において鎌ヶ谷市に居住し住民票のある方で、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117条）第2条に規定する被爆者健康手帳の交付を受けている方

(3) 支給月

9月と3月の年2回

(4) 支給額

月額1,000円

(5) 新規対象者の申請方法

被爆者健康手帳・身分証明書・申請者本人名義の銀行口座が確認できるものを、社会福祉課まで持参してください。

(6) 問い合わせ

社会福祉課社会福祉係 電話：047-445-1286

## **8 戦争犠牲者を追悼し平和を祈念する集い**

(1) 内容

先の大戦に於いて亡くなられた霊に対し追悼の誠をささげるため、市主催で戦没者追悼式を毎年秋に実施します。

この他、千葉県戦没者追悼式（県主催）や全国戦没者追悼式（政府主催）を行っております。

(2) 問い合わせ

社会福祉課社会福祉係 電話：047-445-1286

# 第 10 被災者に対する援護

## 1 日本赤十字社災害被災者援護

火災、風水害、地震その他の自然災害による被災者に対し、日本赤十字社千葉県支部より見舞金及び災害救援物資（毛布、緊急セット等）を支給します。

## 2 災害見舞金

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象及び火災による被害を受けた市民または遺族に対して、見舞金を支給します。

### 【見舞金の額】

区分	対象	支給額
死亡	世帯主	500,000円
	世帯主以外	300,000円
負傷	—	100,000円を限度として 負傷の程度に応じて支給
住宅	全壊、全焼、または流失	100,000円
	半壊、半焼又はこれらと同程度	50,000円
	床上浸水	30,000円
その他生活に支障があると認められる被害		20,000円以内

また、社会福祉協議会及び千葉県共同募金会から見舞金を支給します。

## 3 被災者生活再建支援金（県制度）

竜巻等の自然災害により複数の市町村にわたって住宅被害が発生した場合等において、国の被災者生活支援制度の対象とならない世帯に対して、一定の要件のもと、市町村と連携しながら独自に支援します。

### （1）対象災害

がけ崩れ、地滑り、土石流、河川の氾らん・洪水、竜巻、津波・高潮等

### （2）適用要件

同一の災害による住宅の全壊被害が一つの市町村内で10世帯に満たない場合など、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない場合で、原則として、連たんした市町村の区域内の被害が合計10世帯に達している場合等

### （3）支援方式

県が費用を負担し、市町村が被災者を支援

(4) 支援金額

国の被災者生活再建支援制度と同等の支援（1世帯当たり最大 300 万円）

【支援金額（1世帯あたり）】

区分	基礎支援金①	加算支援金②		合計①+②	備考
全壊	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円	単身世帯の 場合は 左欄の 3/4
		補修	100 万円	200 万円	
		賃借	50 万円	150 万円	
大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円	
		補修	100 万円	150 万円	
		賃借	50 万円	100 万円	
半壊等解体	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円	
		補修	100 万円	200 万円	
		賃借	50 万円	150 万円	

#### 4 避難行動要支援者避難支援制度

避難行動要支援者避難支援制度とは、災害時に一人で避難することが難しく、介護が必要な人や障がいのある人（避難行動要支援者）とご近所の方が声を掛け合って一緒に安全な場所へ避難したり、安否確認をスムーズに行えるようにする取組です。

(1) 制度の概要

ア 災害時に一人で避難することが難しい方（避難行動要支援者）の名簿を作成します。

イ 自治会等と協定を結び、災害時に避難の手助けが必要な方の名簿（同意者名簿）を提供します。

ウ 一人ひとりの避難方法（個別支援プラン）を地域のみなさんと協力し市でつくります。

エ 名簿を、普段からのあいさつや声かけなどの見守り活動に活用して、お互いの顔が見える関係をつくります。

(2) 名簿の登録対象者の要件

本市では、以下に該当する方を避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿（対象者名簿）を作成しています（本人等からの申請は不要で、毎年度 1 回、本市が把握している福祉情報等を利用し作成）。

区分	対象者
ア 高齢者 (いずれも要介護 1～要介護 2 の方)	① 65 歳以上のひとり暮らし ② 65 歳以上で構成する世帯
イ 要介護者	③ 要介護 3～5 の認定を受けている
ウ 障がい者	④ 身体障害者手帳 1 級・2 級を所持している（但し、免疫機能障害を除く） ⑤ 療育手帳 A を所持している ⑥ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している
エ 難病患者等 (いずれも人工呼吸器装着の方)	⑦ 筋萎縮性側索硬化症患者 ⑧ 小児慢性特定疾病児童

**(3) 同意者名簿の作成**

避難行動要支援者名簿に登録されている方のうち、名簿情報を地域で共有することに同意した方だけの同意者名簿を作成し、平常時から地域において避難支援に協力していただける避難支援等関係者（自治会・町会、民生委員・児童委員など）に提供し、安否確認等の避難支援のために使用します。

**(4) 同意の確認**

避難行動要支援者に対する、名簿情報の地域共有にかかる同意確認は、毎年度1回、同意・不同意確認書を住民票上の住所地に郵送する方法で行っています。

なお、一度、同意または不同意の意思表示をされた場合、申し出がない限り継続します。

**(5) 同意者名簿を活用した地域の支援づくり**

避難行動要支援者が地域での支援を希望した場合には、自治会・町会、自主防災組織等のご協力をいただき、一人ひとりの避難方法を定める個別支援プランの作成や平常時には避難訓練の参加や災害に備えた準備の呼びかけを、また、災害時には安否の確認や避難情報を伝えたり、安全な場所まで付き添ったりする等の支援をお願いしています。

**(6) 災害時の避難支援**

災害時の避難支援は、地域の助け合い（共助）によるもので、避難支援等関係者や避難支援者は自分と家族の安全を確保した上で、可能な範囲で善意により行うもので、法的な責任や義務を負うものではありません。また、災害時には地域全体が被災する場合があります。

そのため、名簿情報の地域共有に同意された場合も、必ず避難支援が行なわれることを保障するものではありません。

**(7) 災害時の備えについて**

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、消防や警察等による支援体制（公助）が整うまで、一定の時間を要する上、対応能力等にも限界があります。

そのため、まずは、支援を希望する人と支援をする人がお互いに顔見知りにならなければ、いざという時に支援することは困難です。普段から以下のことを心がけてください。

- ア 日頃からあいさつや声かけを行うなど、ご近所付き合いをする。
- イ 自治会・町会に加入する。
- ウ 地域の防災訓練や地域の行事（談話室、健康体操、趣味サークルなど）に参加する。
- エ 自分に必要な支援を周りの人に伝えておく。
- オ 家族や親族、かかりつけ医療機関などの緊急時の連絡先を確認しておく。

**5 問い合わせ**

社会福祉課社会福祉係 電話：047-445-1286

FAX：047-445-2113

E-Mail：[syafukusyomu@city.kamagaya.chiba.jp](mailto:syafukusyomu@city.kamagaya.chiba.jp)

# 第 1 1 民生委員・児童委員

## 1 民生委員・児童委員

民生委員は、生活のことで困っている人たちの相談を受け、行政機関等に連絡するなど、地域福祉の相談役として悩みの解決に向けたお手伝いをするサポーターで、厚生労働大臣から委嘱されています。また、民生委員は、児童委員も兼ねており、妊娠中の方や子育て中の方の不安や悩みに関する相談を受け、必要な支援を行っています。

鎌ヶ谷市では、定数 157 人（うち主任児童委員は 12 人）の民生委員・児童委員がおり、それぞれの担当区域で活動をしています。

### (1) 区域担当委員

本市を 6 つに区分したコミュニティエリアを単位として、それぞれ担当区域が定められています。

各担当区域において高齢者、障がい者、児童、生活上の相談など、全般的な相談を受けます。

### (2) 主任児童委員

市内 6 地区には、子どもの問題を専門的に担当する主任児童委員がおり、市内の小中学校などと連携をとりながら子どもの状況を把握するなど、民生委員・児童委員とともに活動をしています。

## 2 活動内容

民生委員・児童委員の活動には次のようなものがあります。

- (1) 日常の見守り活動
- (2) 地域住民の相談窓口
- (3) 相談者と公的なサービスをつなげる役割
- (4) 市や社会福祉協議会の事業への協力（高齢者訪問（実態調査）事業、敬老事業、赤い羽根の共同募金等）

## 3 こんな時は相談をしてください

- (1) 高齢でひとり暮らしや高齢者世帯で健康に不安があるので定期的に見守りをしてほしい。
- (2) 親が寝たきりで認知症がある。対処の方法がわからない。介護に関するサービスもわからない。
- (3) 障がいがあるが、どこに相談すればいいのかわからない。
- (4) 災害時の避難に不安を感じる。生活に困窮している。一人で市役所に行くことが難しい。
- (5) 子育てで不安なことがあるが、近くに相談できる人がいない。
- (6) いつも子どもを怒る声が出ている。夕方遅くになっても自宅に帰らない子どもがいるので心配だ。

※命に関わると思われるときは、警察に連絡してください。

#### 4 問い合わせ

民生委員・児童委員に連絡を取りたい場合は、社会福祉課までお問い合わせください。

社会福祉課社会福祉係 電 話：047-445-1286

FAX：047-445-2113

E-Mail：[syafukusyomu@city.kamagaya.chiba.jp](mailto:syafukusyomu@city.kamagaya.chiba.jp)

## 第 1 2 保護司

### 1 保護司とは

保護司とは、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。保護司法に基づき、法務大臣から2年の任期で委嘱された非常勤の国家公務員です。

保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協力して、犯罪や非行により「保護観察」を受けることになった人の生活を見守り、様々な相談にのったり、指導をしたり、犯罪を予防するための地域活動などを行います。

※保護観察官…更生保護に関する専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員。

### 2 保護司の活動

#### (1) 保護観察

更生保護の中心となる活動で、犯罪や非行をした人に対して、更生を図るための約束ごとを守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の支援などを行い、その立ち直りを助けます。

#### (2) 生活環境調整

少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるように、釈放後の帰住先の調査や引受人との話し合い、必要な受け入れ態勢を整えます。

#### (3) 犯罪予防活動

犯罪や非行を未然に防ぐために、世論の啓発に努めています。また、地域の関係者、学校、警察署などと連携を図り、地域ぐるみで犯罪予防活動を行っています。

毎年7月は「社会を明るくする運動」の強調月間として街頭キャンペーン、中学生の作文朗読など、さまざまな活動を実施しています。

### 3 鎌ヶ谷地区保護司会

鎌ヶ谷市には、定数25名の保護司が在籍し、更生保護活動の推進のため、地区内の保護司間で意見交換・研修などを実施しています。

また、地区保護司会広報紙「保護司会だより」を年2回発行しています。

### 4 鎌ヶ谷地区更生保護サポートセンター

更生保護サポートセンターとは、保護司・保護司会が地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点です。そこでは、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐して、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等、多様な活動を行っています。鎌ヶ谷地区更生保護サポートセンターは、平成31年2月に開所しました。

所在地	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2丁目6番1号 鎌ヶ谷市総合福祉保健センター5階
電話	047-460-9071
運営主体	鎌ヶ谷地区保護司会
開所日時	毎週月曜日、水曜日、金曜日 午前9時から正午まで 午後1時から午後4時まで ※祝日、年末年始は休所となります。

## **5 更生保護を支える人々**

### (1) 更生保護施設

刑務所等を出た後、帰る場所がない人たちに宿泊場所や食事を提供し、自立に向けた生活指導を行う民間の施設です。

### (2) 協力雇用主

犯罪・非行歴のため仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業者です。

### (3) 更生保護女性会

女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための子育て支援活動などを行うボランティア団体です。

### (4) BBS会

さまざまな問題を抱える少年に、兄や姉のように身近な立場で接することで、少年の成長を助ける成年ボランティア団体です。

## **6 問い合わせ**

社会福祉課社会福祉係 電話：047-445-1286

## 第 1 3 社会福祉法人鎌ヶ谷市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法の規定により、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人です。市民生活を向上させ、明るく住みよい福祉社会を創るため、住民の身近できめ細やかな事業を展開しています。また、民間非営利組織としての「自主性」と、住民の皆さんや社会福祉関係者に支えられた「公共性」という両面をあわせ持つ団体です。

会の運営は、住民の皆さんからの会費、寄附、共同募金の配分及び行政からの補助金、受託金等で成り立っています。

役員は理事 15 名、監事 2 名からなっており、評議員会で選任され、社協の経営にあたります。

評議員は 36 名以上 41 名以内で、自治会、民生委員児童委員、関係行政機関、福祉団体等の代表者、学識経験者から構成され、評議員会を形成し議決機関となっています。これに法人の運営全体に係る事務を司る事務局があります。

### 1 社会福祉協議会の事業

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 福祉資金貸付事業
- (8) 生活福祉資金貸付事業
- (9) 心配ごと相談事業
- (10) 住民参加型在宅福祉サービス事業
- (11) 善意銀行の運営
- (12) 福祉サービス利用援助事業
- (13) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業（福祉作業所の管理運営）
- (14) その他この法人の目的達成のため必要な事業

### 2 問い合わせ

鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1（鎌ヶ谷市総合福祉保健センター 5 階）

電 話：047-444-2231

F A X：047-446-4545

### 3 地区社会福祉協議会の活動

地域での福祉を推進する自主的組織として、市内 6 地区に自治会、民生委員児童委員協議会、ボランティアグループなどが中核となって、地区社会福祉協議会を設置しています。略して、「地区社協（ちくしゃきょう）」と呼んでいます。

地区ごとに、高齢者を対象とした交流事業や地区ふれあいまつり、在宅福祉活動、ボランティア育成、広報・啓発活動などを行い、地域のボランティア活動を推進しています。

名称	地区の範囲	事務局所在地
中央地区社会福祉協議会	鎌ヶ谷駅前自治会・南初富連合自治会・富岡自治会・北初富第一自治会	きらり鎌ヶ谷市民会館内 442-5145
中央東地区社会福祉協議会	南初富連合自治会・東武鎌ヶ谷自治会・旧鎌ヶ谷東第一区連合自治会	東初富公民館内 442-5144
東部地区社会福祉協議会	鎌ヶ谷第二区連合自治会・新山町会・道野辺第一区自治会・道野辺第二区自治会・鎌ヶ谷自治連合会・光の里自治会・みどり自治会・宿第二自治会	東部学習センター内 442-5141
西部地区社会福祉協議会	北初富連合自治会・合同宿舎初富住宅自治会・くぬぎ山連合自治会	くぬぎ山コミュニティセンター内 047-389-6061
南部地区社会福祉協議会	鎌ヶ谷橋自治会・馬込沢自治会・グリーンハイツ自治会・中沢自治会・東中沢地区町会・受所自治会・道野辺第一区自治会	南部公民館内 442-5143
北部地区社会福祉協議会	軽井沢自治会・粟野自治会・佐津間自治会	北部公民館内 442-5142

#### 4 各種貸付制度

##### (1) 生活福祉資金（千葉県社会福祉協議会：受託事業）

収入が比較的少なく、また必要な資金の融資を他から受けることが困難な低所得者、障がい者、高齢者世帯の生活向上を図ることを目的に総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の貸付を行っています。

##### (2) 福祉資金

一時的に生活に困っている方に、応急的に資金を貸付け、その生活の安定と向上を図ることを目的に行っています。

※これらの資金の借受けを希望される方は、地区の民生委員児童委員又は社会福祉協議会へご相談下さい。

#### 5 各種相談

日常生活のあらゆる相談に応じ、適切な助言等を行い、地域住民の福祉の増進を図ることを目的として、心配ごと相談事業を行っています。

### (1) 心配ごと相談

生活上の悩みごと等のよろず相談に応じます。

毎週水曜日（10時～14時）

### (2) 心の相談 ※心の相談は要予約

家族、友人関係等さまざまな心の悩みに対し、相談員が相談に応じます。

毎週月曜日・金曜日（10時～15時）

専用電話：047-444-6921

（どちらも電話又は対面相談）

## 6 日常生活自立支援事業

定期的な訪問により、福祉サービスを利用するお手伝いや日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援する事業です。

## 7 ふれあいサービス事業

市内にお住まいの高齢者や心身に障がいのある方、子育て世帯（産前産後）の方で、家事等にお困りの方が「利用会員」となり、地域の中から参加した「協力会員」が家事支援・介助などのサービスを有料で提供する会員制の相互扶助（たすけあい活動）の福祉サービスです。（介護保険対象外）

### (1) サービスの内容

家事支援サービス	ア 調理、後片づけ イ 洗たく・簡単な縫いもの ウ 掃除・片づけ・ふとん干し エ 買い物、使いの代行 など
介助・その他サービス	ア 食事の介助 イ トイレの付き添い ウ 入浴介助の補助（乳幼児沐浴の補助） エ 身体の清拭の補助 オ 衣類の着替えの介助 カ 通院、散歩などの付き添い キ 見守り・話し相手 など

※その他相談に応じて考慮します。

### (2) サービスの時間

1時間を単位とし、1回3時間以内。

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

### (3) 利用料金

1時間 700円～

### (4) 協力会員配分金

1時間 700円～

(5) 年会費

1,000円(利用会員・協力会員ともに)

## **8 在宅介護者のつどい**

在宅で、身体の障がい・認知症等により要介護状態にある家族等を介護している方は日々介護に追われ外出の機会や必要な情報を十分に得にくく、一人で悩みを抱えて苦勞している状況が見受けられます。

そのような方々に、少しでも日頃の介護疲れを癒し、同じ悩みや経験を持つ方と交流することで、今後の介護の励みにしていただくことを目的として、高齢者支援課協力のもと毎月1回実施しています。

## **9 ボランティアセンター事業**

地域福祉を充実させるためには、行政だけでなく市民ボランティアの果たす役割は重要です。ボランティア活動を始めたい、ボランティア団体等の情報を知りたい、ボランティアを頼みたいなどボランティアに関する相談を行うとともにボランティア養成の講座も実施しています。(ボランティア団体、援護グループ一覧表:次項のとおり)

問い合わせ

ボランティアセンターコーディネーターが相談に応じています。

毎週月～金 午前9時～午後4時

社会福祉協議会内 ボランティアセンター

電話：047-442-2940

FAX：047-446-4545

## ボランティア団体一覧

令和6年5月末現在

名称	発足年	活動内容
鎌ヶ谷市ボランティア連絡協議会	昭57	ボランティアグループで組織され隔月で運営委員会を開催。情報交換や連絡調整を行い、ボランティア活動を推進する。(現在8グループ)

No	グループ名	会員数	発足年	活動内容
1	鎌ヶ谷市赤十字奉仕団	182	昭48	防災、救急法訓練、献血、独居老人友愛訪問など
2	明るい社会づくり鎌ヶ谷市推進委員会	108	昭51	ユニセフ募金・歳末たすけあい・もくせい園清掃など
3	鎌ヶ谷市友愛ボランティア	39	昭52	ひとり暮らしの高齢者等へ月2~3回お弁当を無料配布。
4	鎌ヶ谷市手話サークル「みどりの会」	82	昭53	手話の勉強会・聴覚障がい者との交流活動 昼の部：毎週(木) 夜の部：毎週(水) 総合福祉保健センター
5	鎌ヶ谷点訳友の会	25	昭53	視覚障がい者からの点訳依頼、点字図書寄贈、点字投票判読など。 第1・3(金)勉強会 総合福祉保健センター
6	鎌ヶ谷朗読「はなしの小箱」	23	昭55	視覚障がい者へ「声の広報」等を配布やデージー図書作成 第2・4(火)勉強会 総合福祉保健センター
7	鎌ヶ谷市ボランティアサークル たんぽぽ	9	昭60	各施設からの依頼による玩具・布製品の制作など。 第2・4(月) 総合福祉保健センター
8	「ふみの会」	12	昭61	高齢者に手作り葉書を届ける 第2(木) 鎌ヶ谷橋自治会館
9	鎌ヶ谷市更生保護女性会	15	平2	地区保護司会と提携し更生保護事業を支援し、地域浄化のために奉仕する
10	鎌ヶ谷ボランティアサークル きんぎょ草の会	21	平3	施設へ花束を届ける花づくりボランティア 第1・3(水) 南部公民館
11	「おたよりぶんぶん」	15	平3	慈祐苑へ手作りのお便りを届ける 第3(水) 中央公民館
12	「鎌ヶ谷市レクリエーション協会」	19	平6	昔遊び・レクリエーションの普及と指導
13	鎌ヶ谷市おもちゃの図書館「あ・そ・ぼ」	16	平7	障がい児と健常児の遊び場、親の情報交換の場作り。 第2・4(土) 総合福祉保健センター

No	グループ名	会員数	発足年	活動内容
14	麦の会	4	平9	花づくりボランティア 第2・4(火) 北部公民館
15	「やろう会」	7	平10	施設等での各種作業の手伝い
16	鎌ヶ谷市整理ボランティア コスモスの会	12	平13	未使用・使用済切手等の収集整理 第2(月) 総合福祉保健センター
17	絵手紙の会	6	平13	絵手紙を高齢者や独居の方々の誕生日に贈る 第3(水) 東部学習センター
18	ゆうゆう四季の会	14	平16	小中学校や地域等での福祉体験や身障センター各種講座参加者の支援など
19	鎌ヶ谷市要約筆記サークル「あいあい」	7	平16	聴覚障がい者のための筆記による情報保障 第3(木)午後、第1(水)午後 例会
20	鎌ヶ谷災害救援ボランティアネットワーク	22	平21	災害時に災害救援ボランティアとして活動できるように知識、技術の習得を目指し、地域に貢献する
21	鎌ヶ谷車いす点検整備ボランティアの会	17	平26	車いすの点検整備を行い、車いす使用者に安全、清潔、快適な車いすを提供する

グループ名	会員数	発足年	活動内容
個人ボランティア	167	昭60	グループに属せず自分のライフスタイルに合わせ個人で活動

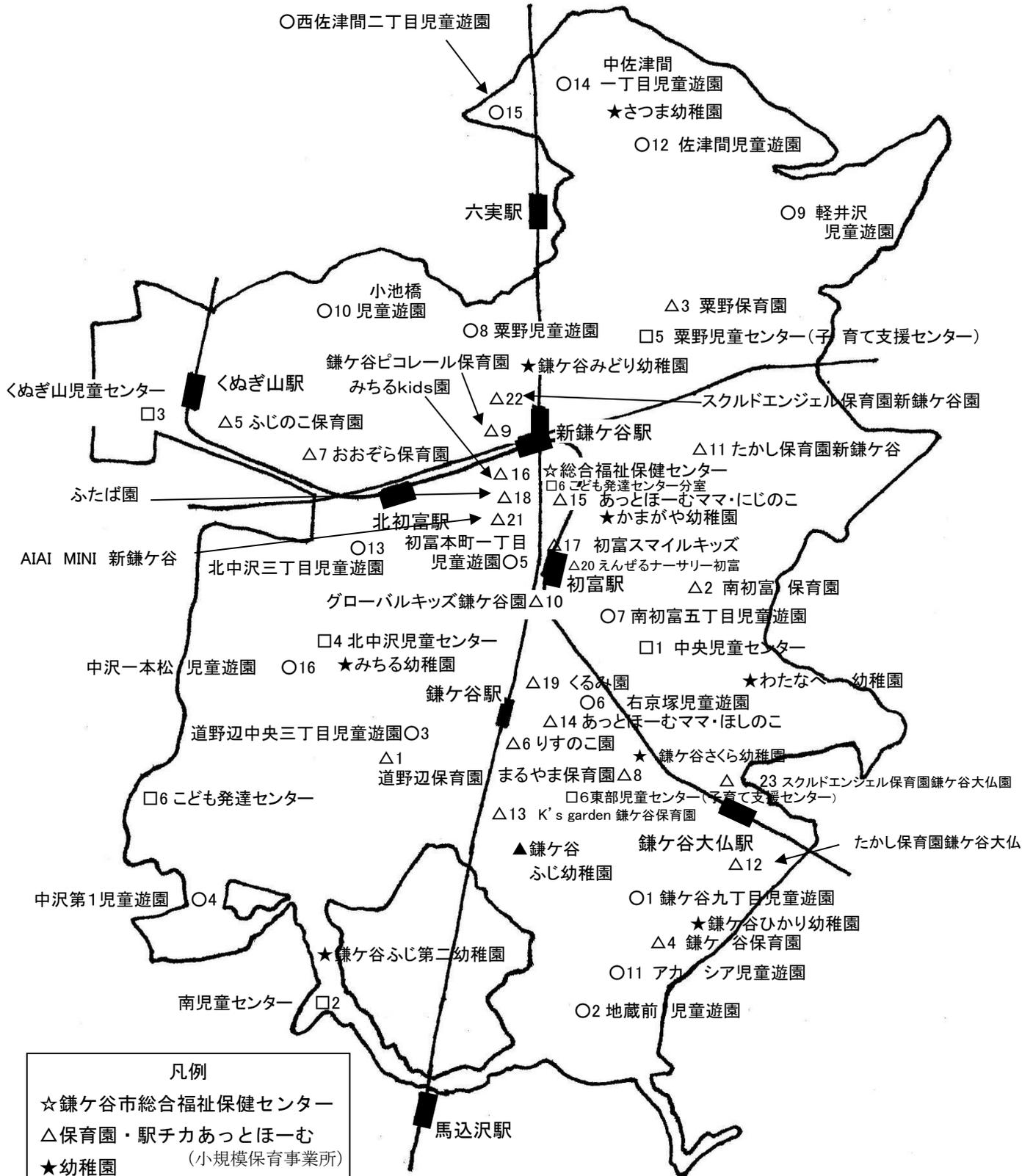
## 援護グループ一覧

令和6年5月末日現在

No	グループ名	会員数	発足年	活動内容
1	鎌ヶ谷駅前つくも会	12	昭60	中央地区援護グループ 地域のひとり暮らしの高齢者等との交流を深める。
2	富岡むらさき会	12	平3	
3	町組アシスタンスグループ	18	平3	
4	南初富あゆみ会	24	平3	
5	東武援護グループ（こだま）	14	平4	中央東地区援護グループ 地域のひとり暮らしの高齢者等との交流を深める。
6	南初富東あゆみ会	20	平3	
7	鎌ヶ谷橋 コスモス	5	平2	南部地区援護グループ 地域のひとり暮らしの高齢者等との交流を深める。
8	東中沢・受所つくも会	28	昭63	西部地区援護グループ 地域のひとり暮らしの高齢者等との交流を深める。
9	グリーンハイツ憩の庭	13	平4	南部地区援護グループ 地域のひとり暮らしの高齢者等との交流を深める。
10	ききょう明日花会	7	平2	北部地区援護グループ 地域のひとり暮らしの高齢者等との交流を深める。

# 鎌ケ谷市健康福祉マップ（令和6年4月1日現在）

保育園・小規模保育事業・幼稚園・児童センター・児童遊園関係



- 凡例
- ☆鎌ケ谷市総合福祉保健センター
  - △保育園・駅チカあっとほーむ (小規模保育事業所)
  - ★幼稚園
  - 児童センター・発達センター
  - 児童遊園
  - ▲認定こども園

保育園・駅チカあっとほーむ（小規模保育事業）（△印）

No	名称
1	市立道野辺保育園
2	市立南初富保育園
3	市立栗野保育園
4	市立鎌ヶ谷保育園
5	私立ふじのこ保育園
6	私立ふじのこ保育園分園りすのこ園
7	私立おおぞら保育園
8	私立まるやま保育園
9	私立鎌ヶ谷ピコレール保育園
10	私立グローバルキッズ鎌ヶ谷園
11	私立たかし保育園新鎌ヶ谷
12	私立たかし保育園鎌ヶ谷大仏
13	私立K's garden 鎌ヶ谷保育園
14	あっとほーむママ・ほしのこ
15	あっとほーむママ・にじのこ
16	みちるkids園
17	初富スマイルキッズ
18	ふたば園
19	くるみ園
20	えんぜるナーサリー初富
21	AIAI MINI 新鎌ヶ谷
22	スクルドエンジェル保育園新鎌ヶ谷園
23	スクルドエンジェル保育園鎌ヶ谷大仏園

幼稚園（★印）

No	名称
1	かまがや幼稚園
2	鎌ヶ谷みどり幼稚園
3	みちる幼稚園
4	鎌ヶ谷ひかり幼稚園
5	鎌ヶ谷ふじ第二幼稚園
6	東京聖栄大学附属わたなべ幼稚園
7	さつま幼稚園
8	鎌ヶ谷さくら幼稚園

児童遊園（○印）

No	名称
1	鎌ヶ谷九丁目児童遊園
2	地藏前児童遊園
3	道野辺中央三丁目児童遊園
4	中沢第1児童遊園
5	初富本町一丁目児童遊園
6	右京塚児童遊園
7	南初富五丁目児童遊園
8	栗野児童遊園
9	軽井沢児童遊園
10	小池橋児童遊園
11	アカシア児童遊園
12	佐津間児童遊園
13	北中沢三丁目児童遊園
14	中佐津間一丁目児童遊園
15	西佐津間二丁目児童遊園
16	中沢一本松児童遊園

児童センター・発達センター（□印）

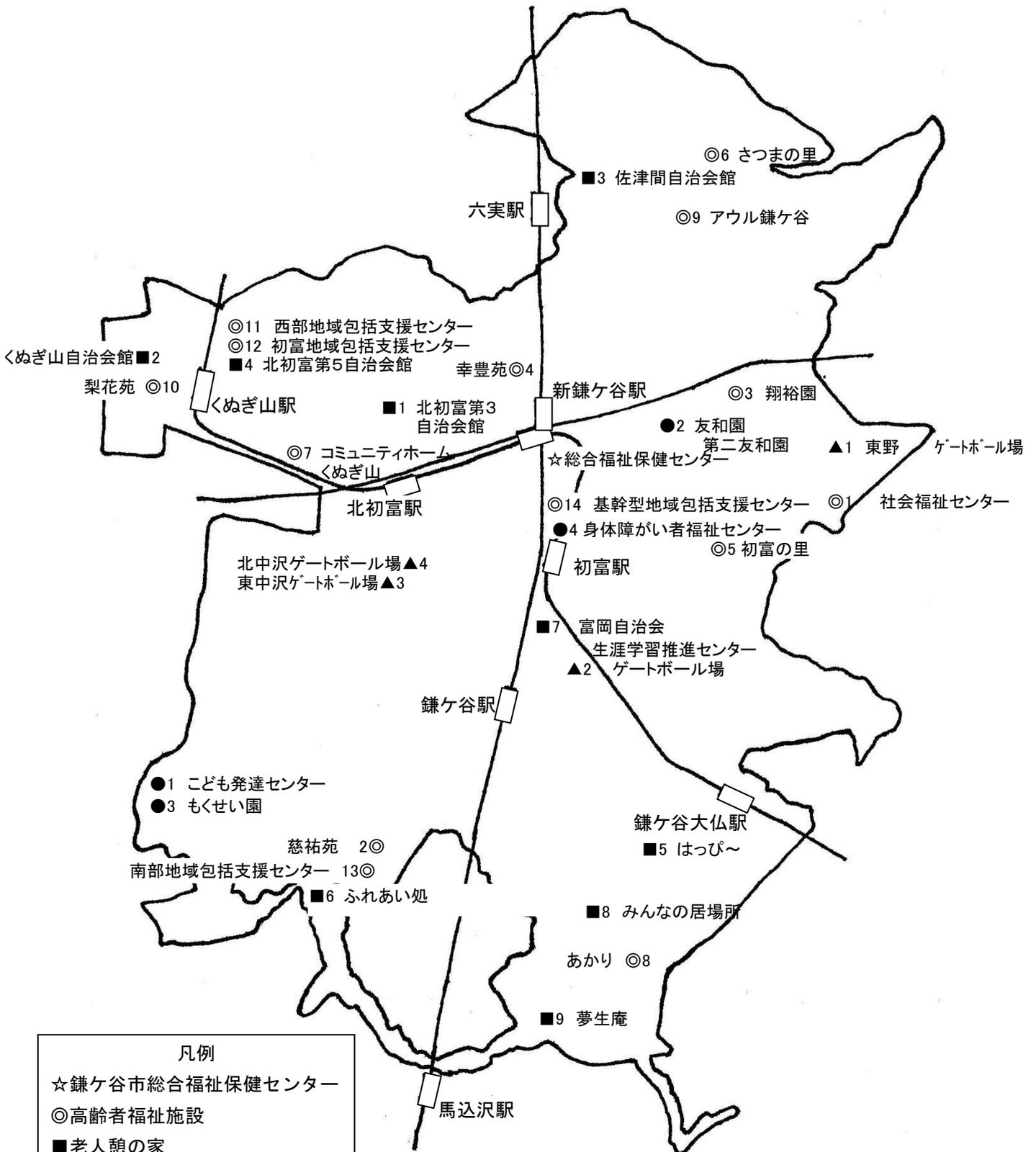
No	名称
1	中央児童センター
2	南児童センター
3	くぬぎ山児童センター
4	北中沢児童センター
5	栗野児童センター
6	東部児童センター （子育て支援センター）
7	こども発達センター

認定こども園（▲印）

No	名称
1	鎌ヶ谷ふじ幼稚園

# 鎌ヶ谷市健康福祉マップ（令和6年4月1日現在）

障がい者（児）・高齢者関係



- 凡例
- ☆鎌ヶ谷市総合福祉保健センター
  - ◎高齢者福祉施設
  - 老人憩の家
  - ▲ゲートボール場
  - 心身障害者（児）福祉施設

高齢者福祉施設（◎印）

No	名称
1	鎌ヶ谷市社会福祉センター
2	特別養護老人ホーム慈祐苑
3	特別養護老人ホーム鎌ヶ谷翔裕園
4	特別養護老人ホーム幸豊苑
5	特別養護老人ホーム初富の里
6	特別養護老人ホームさつまの里
7	特別養護老人ホームコミュニティホームくぬぎ山
8	特別養護老人ホームあかり
9	特別養護老人ホームアウル鎌ヶ谷
10	ケアハウス梨花苑デイサービスセンター
11	西部地域包括支援センター（シルバーケア鎌ヶ谷内）
12	初富地域包括支援センター（初富保健病院内）
13	南部地域包括支援センター（鎌ヶ谷グリーンハイツ内）
14	基幹型地域包括支援センター

ゲートボール場（▲印）

No	名称
1	東野ゲートボール場
2	生涯学習推進センターゲートボール場
3	東中沢ゲートボール場
4	北中沢ゲートボール場

老人憩の家（■印）

No	名称
1	北初富第3自治会館
2	くぬぎ山自治会館
3	佐津間自治会館
4	北初富第5自治会館
5	はっぴ～
6	ふれあい処
7	富岡自治会
8	みんなの居場所
9	夢生庵

心身障がい者（児）福祉施設（●印）

No	名称
1	鎌ヶ谷市こども発達センター
2	鎌ヶ谷市福祉作業所友和園・第二友和園
3	障害者支援施設 もくせい園（5市共同設立）
4	身体障がい者福祉センター



## 『やがて 故郷に変わる街 鎌ヶ谷。』



さまざまな子育て支援サービスの充実を図ってきた鎌ヶ谷では、  
いま、次の時代を担う世代が次々に育っています。  
またそれだけではなく、  
梨やぶどうをはじめとした鎌ヶ谷独自の農産物や、  
明日のスターを目指すプロ野球選手や、  
市内でビジネスをはじめの人々も、着実に育っています。  
私たちが大切にしたいこと。  
それは、「育む」ための土壌をさらに育ててゆくこと。  
市が、市民が、企業が、ひとつになって、  
この地で生きるよろこびを、大きく成長させてゆくこと。  
歴史をひも解けば、かつて鎌ヶ谷エリアにあった「中野牧」では、  
幕府の軍馬が育てられていました。  
いま、その遺伝子を、地域を前進させるエネルギーへ。  
一緒に、この地を、育つまちに変えてゆきませんか。  
未来の鎌ヶ谷を切り拓く、私たちの決意です。

発行：令和6年8月29日  
編集：鎌ヶ谷市 健康福祉部 社会福祉課

〒273-0195  
千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2丁目6番1号

TEL 047-445-1141 (代表)

TEL 047-445-1286 (直通) 内線 535、565、704

FAX 047-445-2113 (直通)

市ホームページ <https://www.city.kamagaya.chiba.jp/>

E-Mail [syafukusyomu@city.kamagaya.chiba.jp](mailto:syafukusyomu@city.kamagaya.chiba.jp)

